

第26回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議
事 項 書

令和3年1月14日（木）

9時30分～9時45分

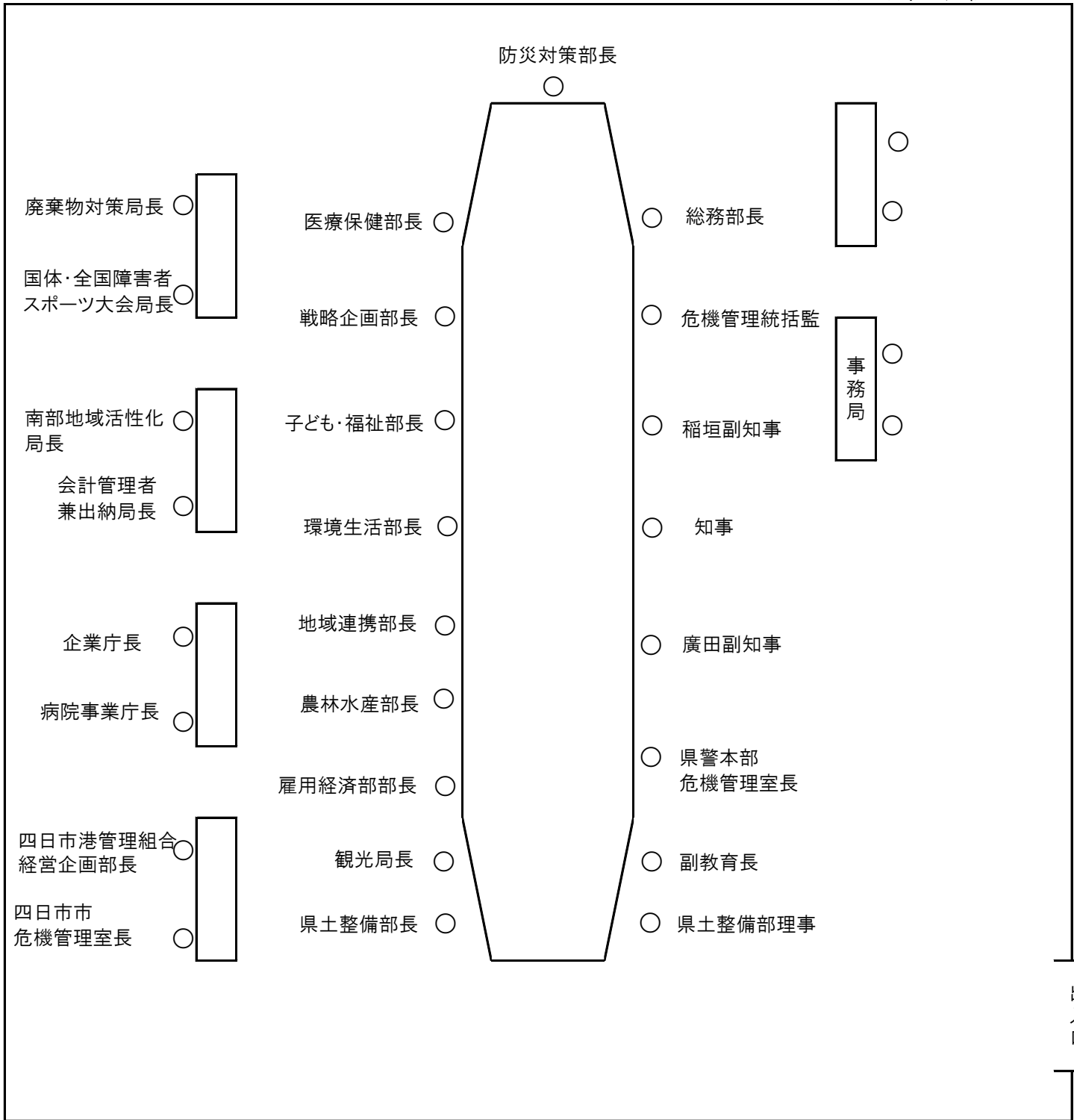
3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」等について
- 3 各部からの報告事項
- 4 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

第26回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(1月14日)座席表

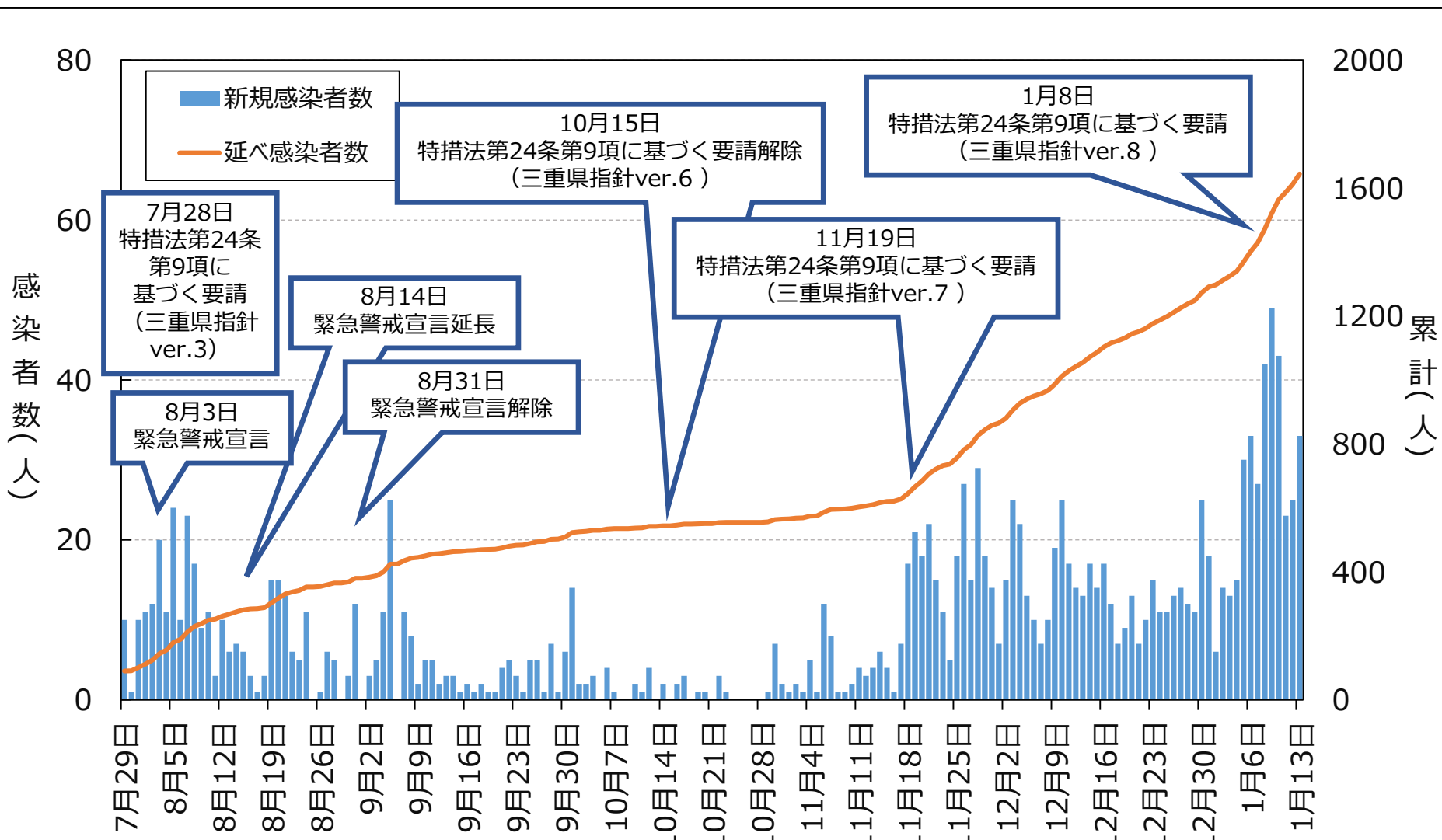
プレゼンテーションルーム



新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

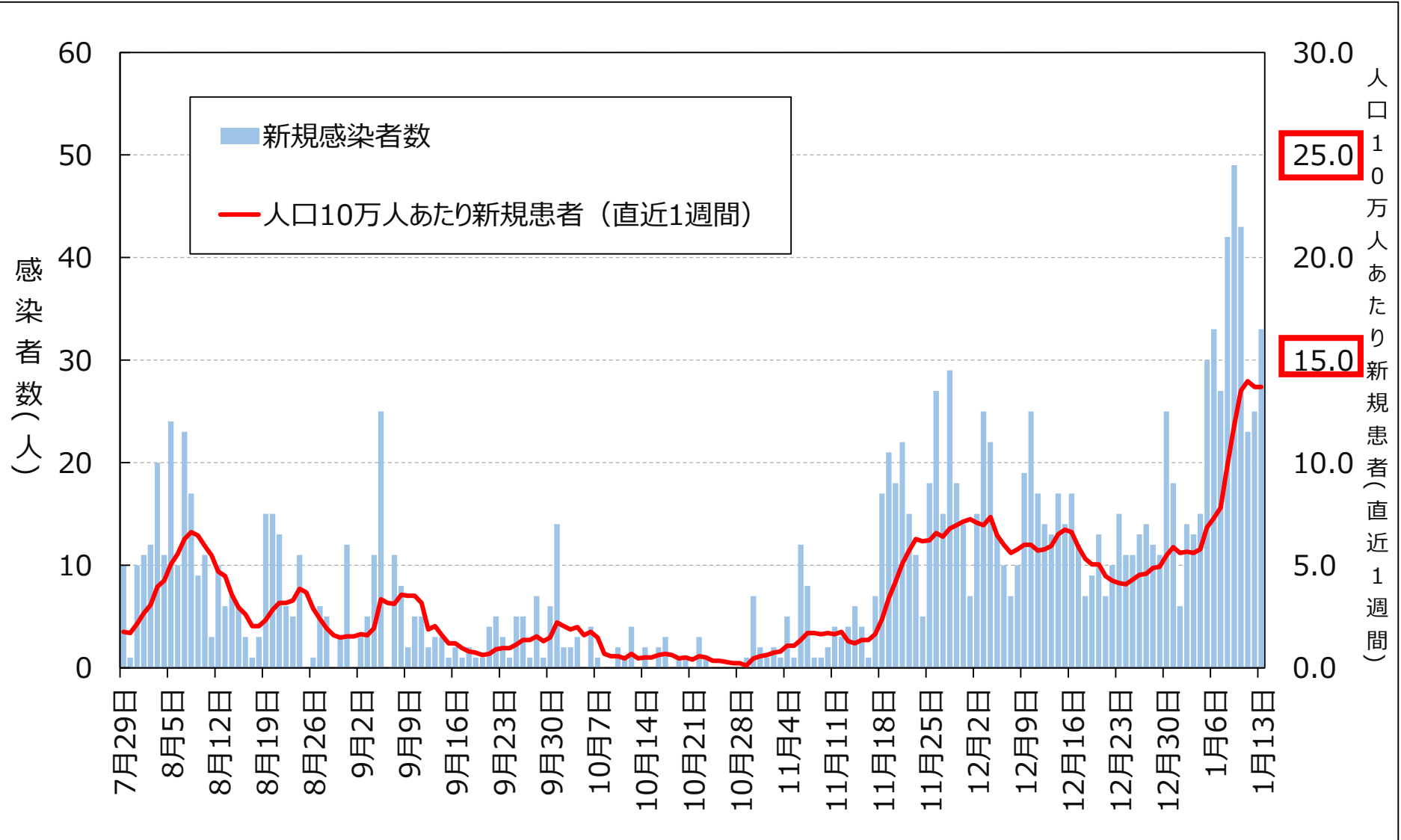
県内患者発生状況 (n=1644, R3.1.13時点)

◆ 1月に入り 新規感染者数が急増、過去最多をたびたび更新
 (1月5日: 30人、6日: 33人、8日: 42人、9日: 49人)



県内患者発生状況 (n=1644,R3.1.13時点)

- ◆人口10万人あたり新規患者数は **12月下旬から増加傾向**
- ◆1月11日には**過去最多の13.94人**を記録



※再陽性事例含む

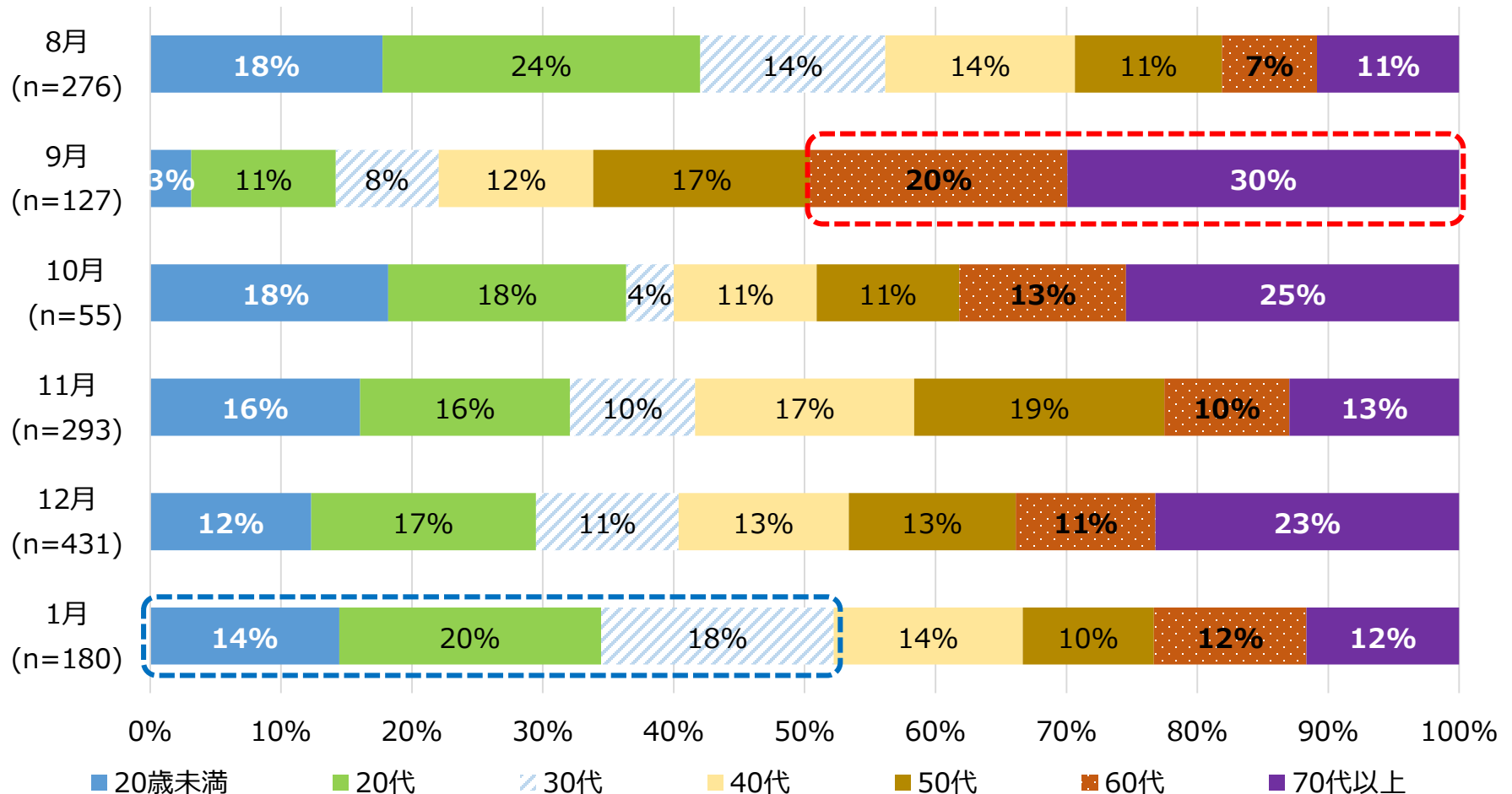
県内患者の年齢別発生状況（8/1～1/8）

8月：家族内感染の拡大などにより、**各年代で感染**

9月：クラスターの影響などにより、**60代以上が半数**

10～12月：家族内感染の拡大などにより再び**各年代へ感染が拡大**

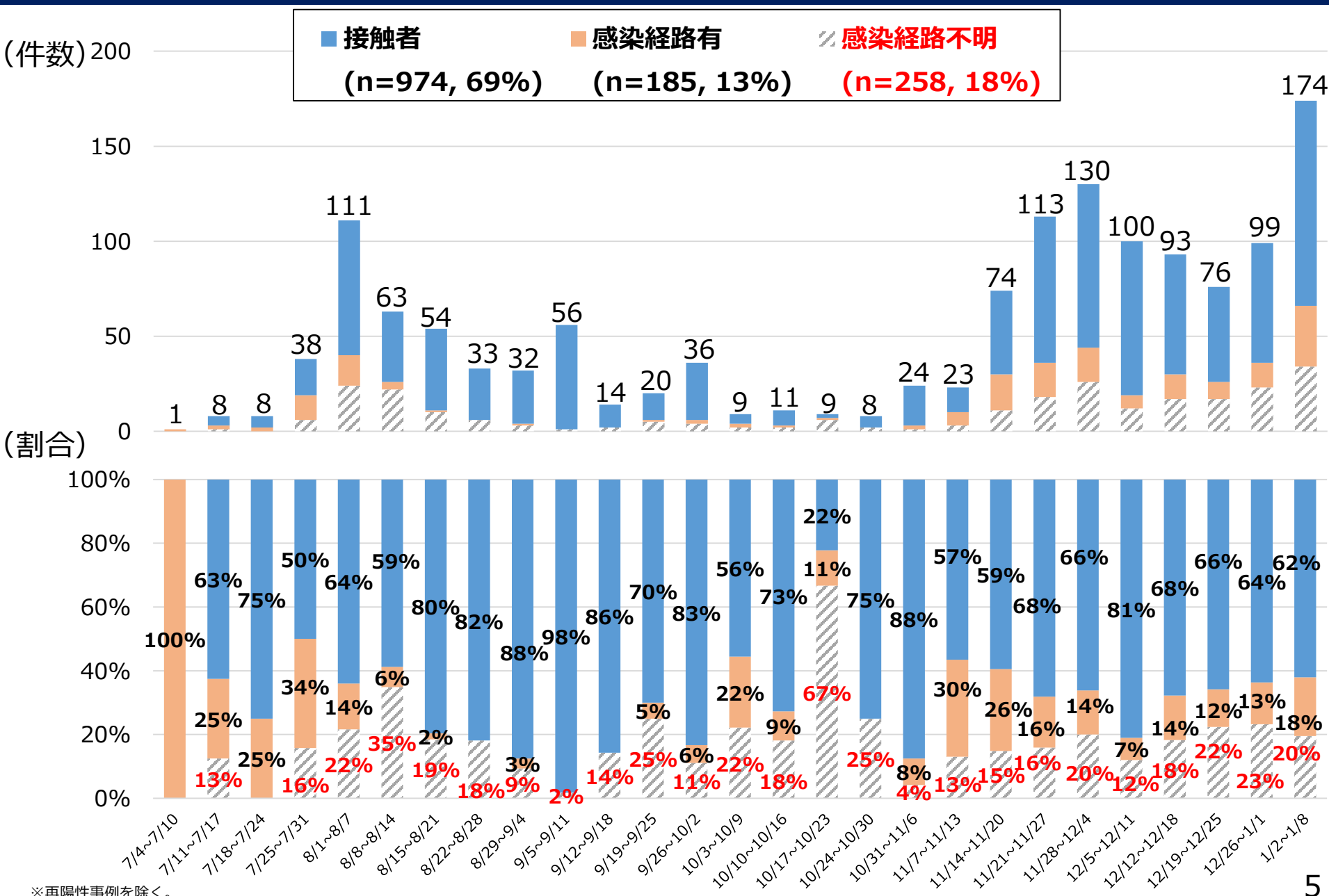
1月：**30代以下が半数以上（52%）**



※再陽性事例を除く。

感染経路等に関する状況 (週別内訳)

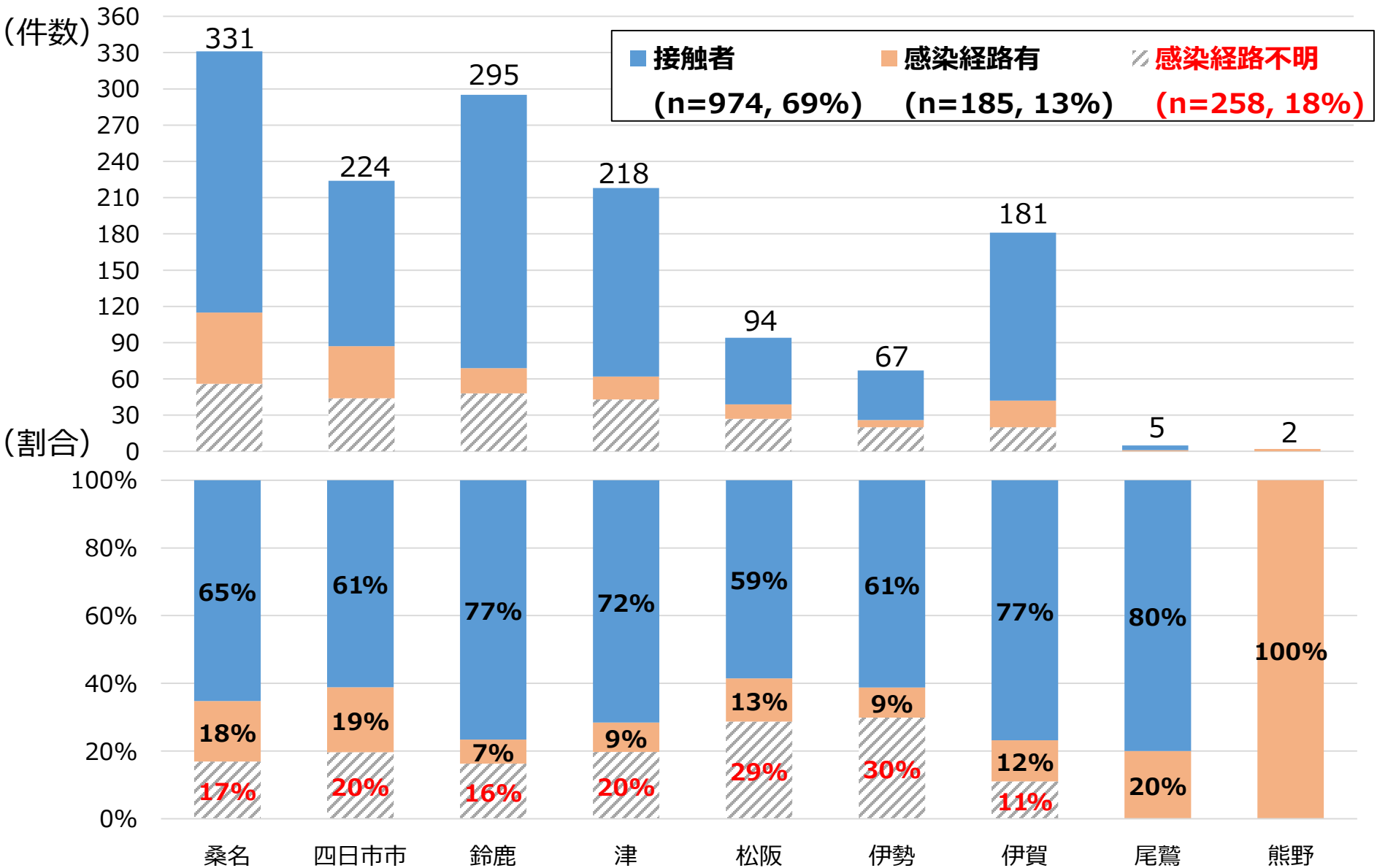
集計期間：7/4~1/8(n=1417)



※再陽性事例を除く。

感染経路等に関する状況（保健所別内訳）

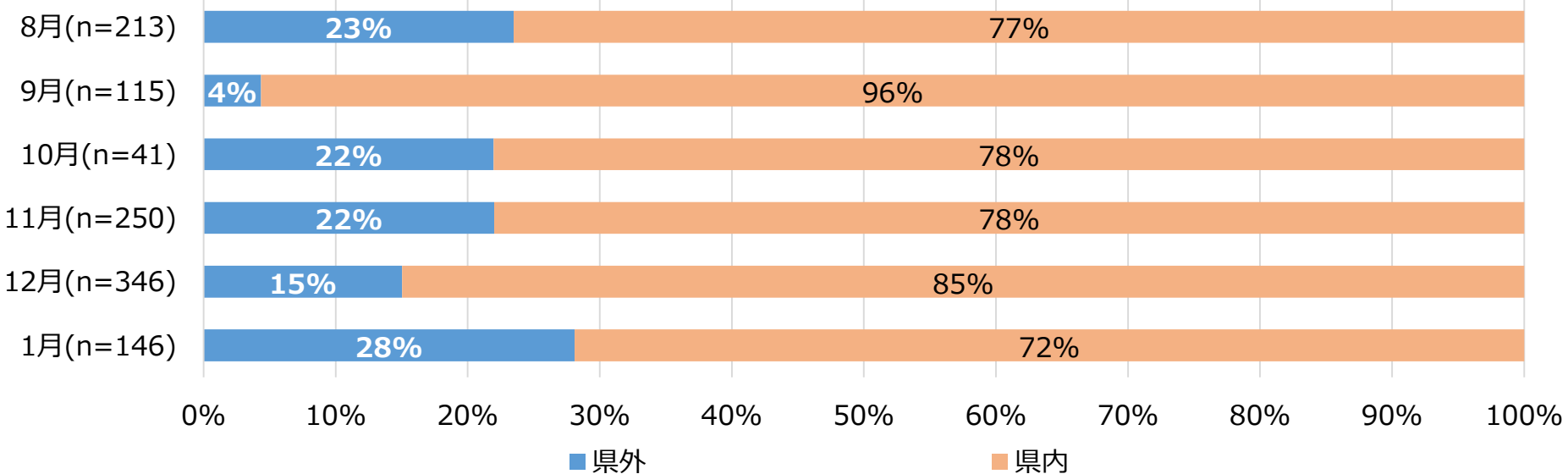
集計期間：7/4~1/8(n=1417)



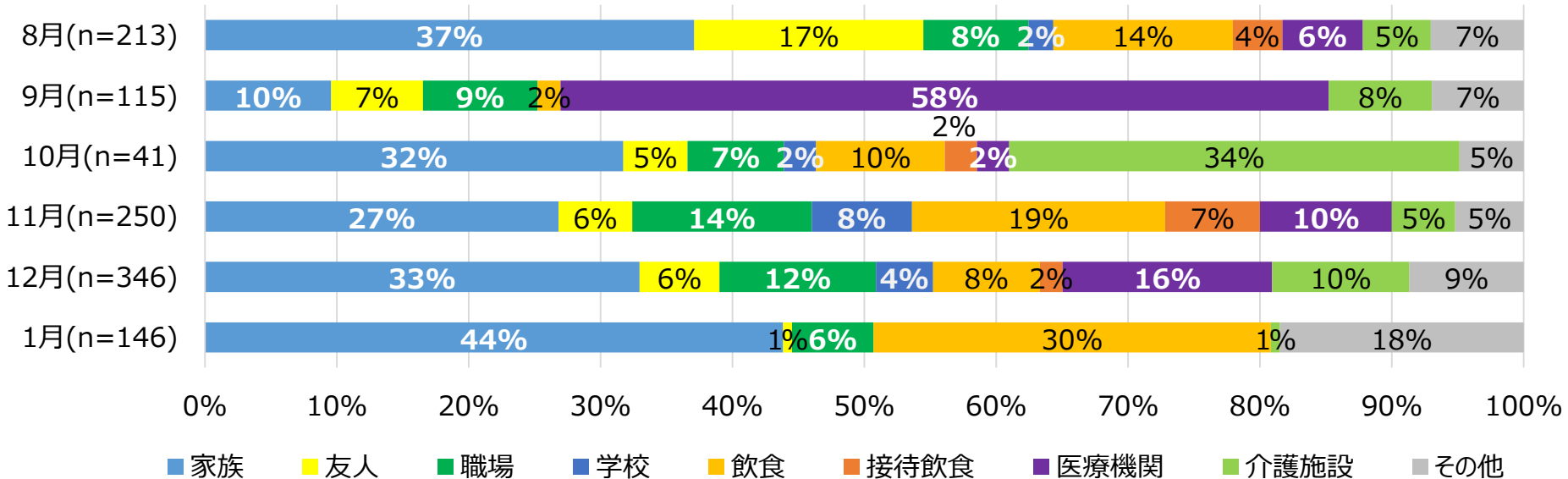
感染経路の詳細 (経路不明を除く)

集計期間：8/1~1/8

(県内外別)



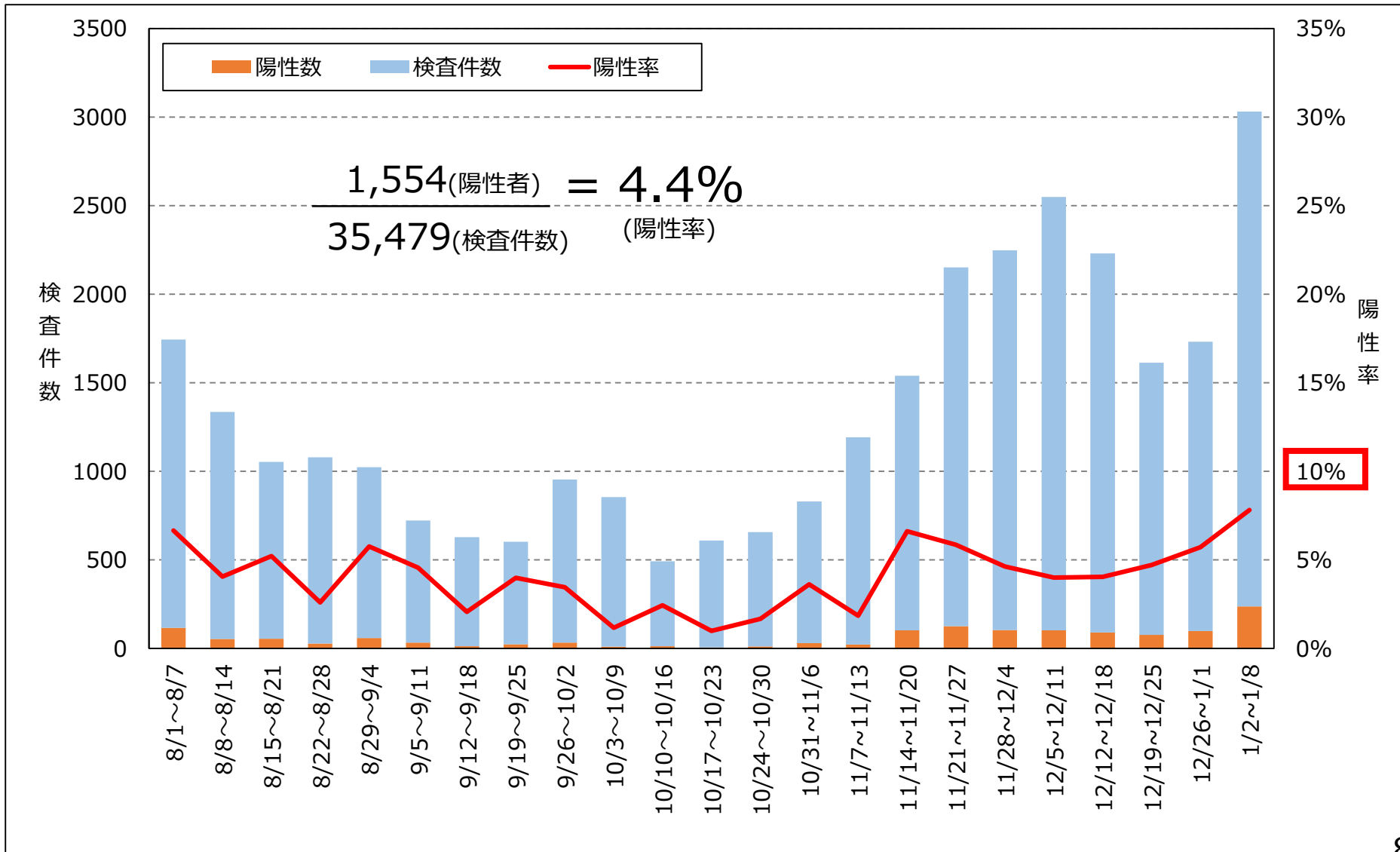
(経路別)



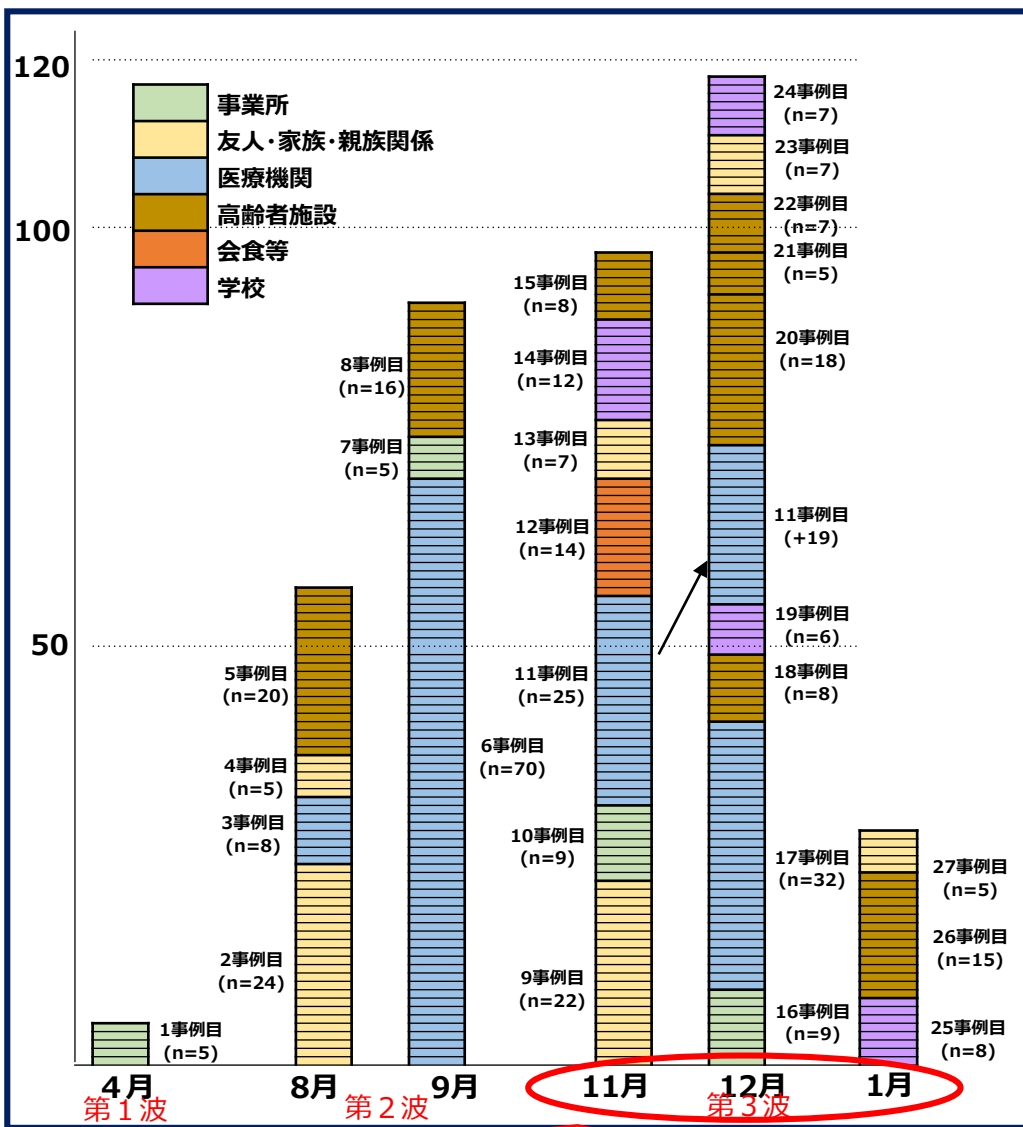
※再陽性事例を除く。

PCR等検査件数・陽性率（R3.1.8時点）

◆ 1週間（1月2日～8日）としては過去最多の3,032件の検査を実施、陽性率は7.9%



クラスター発生状況 (R3.1.13時点)



□ 第1波(4月)で1事例
 第2波(8-9月)で7事例
 第3波(11月~)で19事例
 のクラスターが発生

□ クラスター件数としては、
 高齢者施設(8件)、友人・家族・親族(6件)、医療機関(4件)、事業所(4件)、学校(4件)と続くが、**入院医療機関において、1クラスターあたりの陽性者が多い傾向**

□ 医療機関・高齢者施設でクラスターが発生した際は、**県クラスター対策Gを現地に派遣し、外部の有識者(感染管理認定看護師等)の協力を得ながら、疫学調査・感染管理・医療的支援を実施**

- ・11~12月の**約4割**はクラスター由来の患者及びその関係者
- ・高齢患者(医療機関・施設でのクラスター)の増加が入院医療の負荷に

政府指標の状況（東海3県比較）

今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安

（政府新型コロナウイルス感染症分科会）

※新型インフルエンザ等対策有識者会議基本的対処方針等諮問委員会資料（抜粋）および県公表値

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 ※人口10万人あたりの全療養者数	③検査陽性率	④新規報告数 ※直近一週間の人口10万人あたりの陽性者数	⑤直近一週間と先週一週の比較	⑥感染経路不明割合
	最大確保病床占有率	最大確保病床占有率 (うち重症者用)					
時点	1月11日	1月11日	1月5日	直近の公表数値	1月11日	1月11日	1月1日までの一週間
ステージⅢの指標	20%	20%	15人	10%	15人	1.00倍	50%
ステージⅣの指標	50%	50%	25人	10%	25人	1.00倍	50%
愛知県	63.2%	40.5%	33.2人	9.6% (1/5速報値)	31.46人	1.63倍	36.9%
岐阜県	61.9%	31.4%	33.1人	9.3% (1/11速報値)	29.84人	1.39倍	30.0%
三重県	64.1%	9.4%	10.1人	7.9% (1/8速報値)	13.94人	2.42倍	24.2%
三重県 1/13時点	61.6%	9.4%	13.2人	7.9% (1/8速報値)	13.66人	1.88倍	20.0%

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

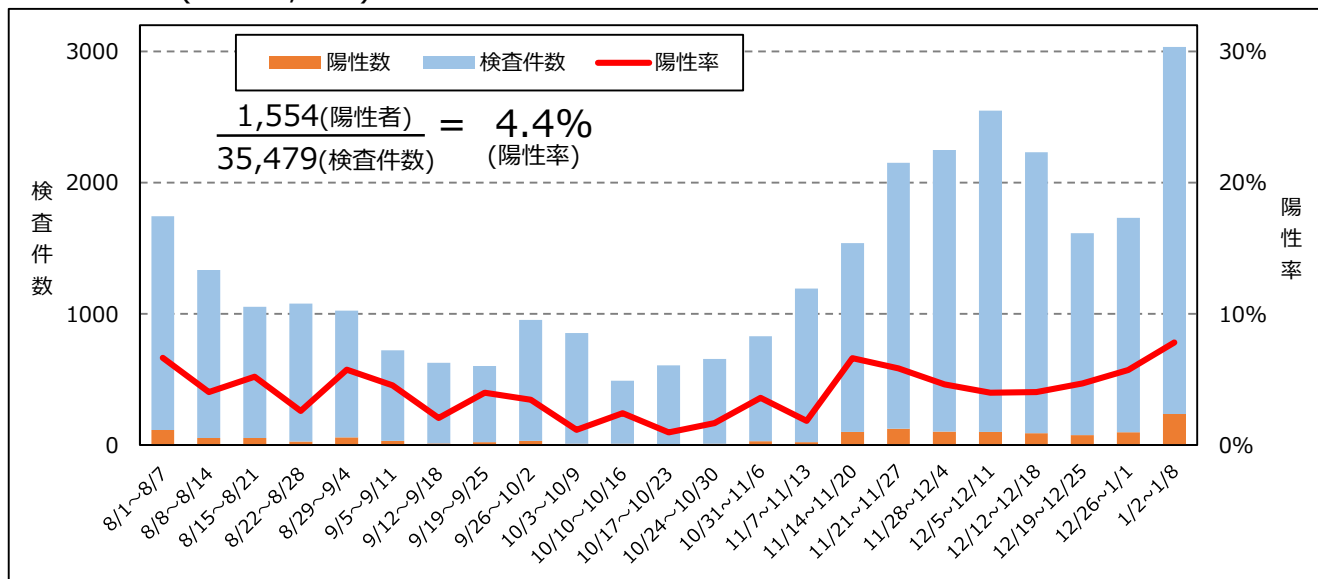
ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

政府指標をふまえた直近の感染状況等

- ・ 12月下旬から新規感染者が増加傾向となり、1月9日には1日あたり**49人と過去最多**を更新（週あたり増減率1.88倍でステージⅢ相当）
- ・ 人口10万人あたり新規感染者数（直近1週間）は**ステージⅢの指標（15人）以下**で推移しているものの、1月11日には**13.94人**と過去最多
- ・ 桑名保健所管内をはじめとする**北勢地域**で新規感染者が多い傾向
- ・ 年齢階級別では、**30代以下の割合が増加傾向**
- ・ 感染経路不明割合は**20%程度で推移**
- ・ 12月下旬以降**県外由来の感染割合が増加**、年末年始の帰省によると思われる感染事例も多く確認
- ・ 感染経路は**家族内で感染**したと推定される事例が**高い割合**を示し、**飲食の場面で感染**したと推定される事例が**年末以降急増**
- ・ 新規感染者の増加により**入院医療への負荷が増大**し、確保病床占有率はステージⅣ相当となる一方、**重症者は増加していない**
- ・ PCR等検査件数は1月に入り急増、陽性率は**ステージⅢの指標（10%）以下**で推移しているものの、直近週では**7.9%と上昇傾向**

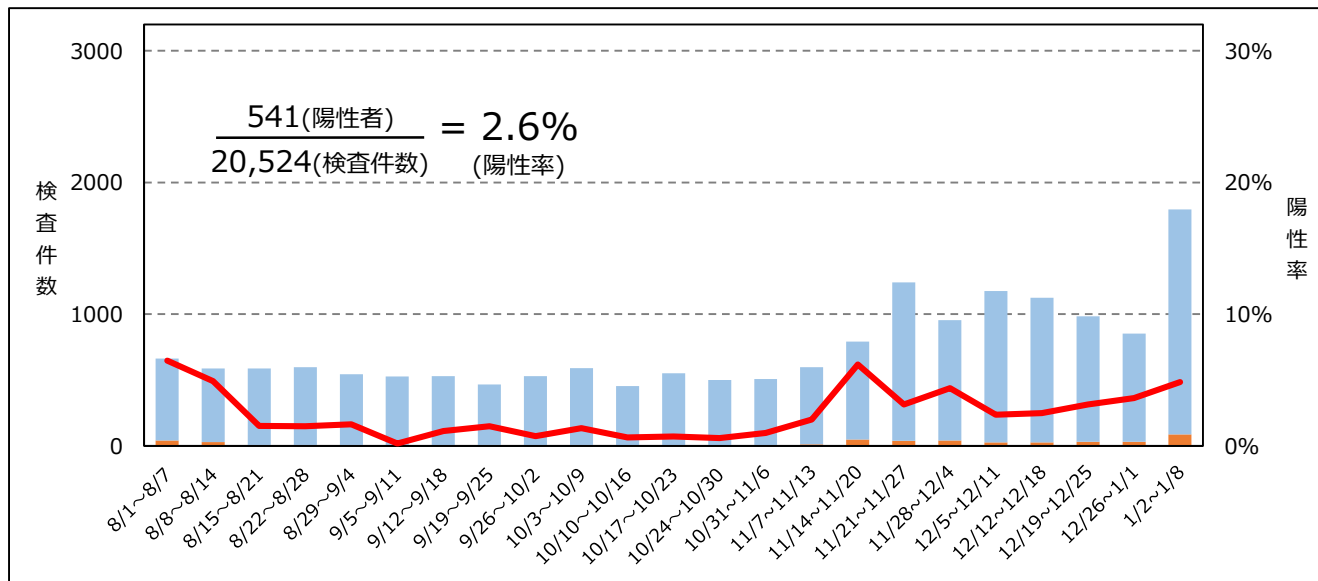
全体陽性率 (n= 35,479)

※陰性確認のための検査を除く



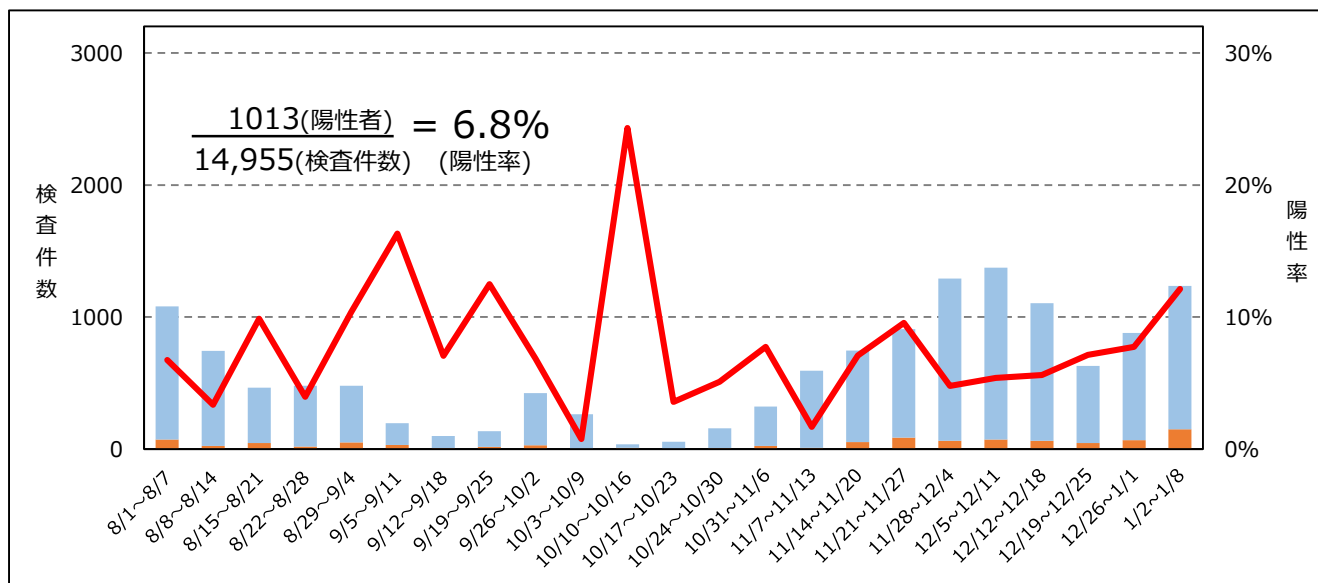
疑い例検査陽性率 (n=20,524)

※疑い例検査…疑い例として診断され、実施した検査



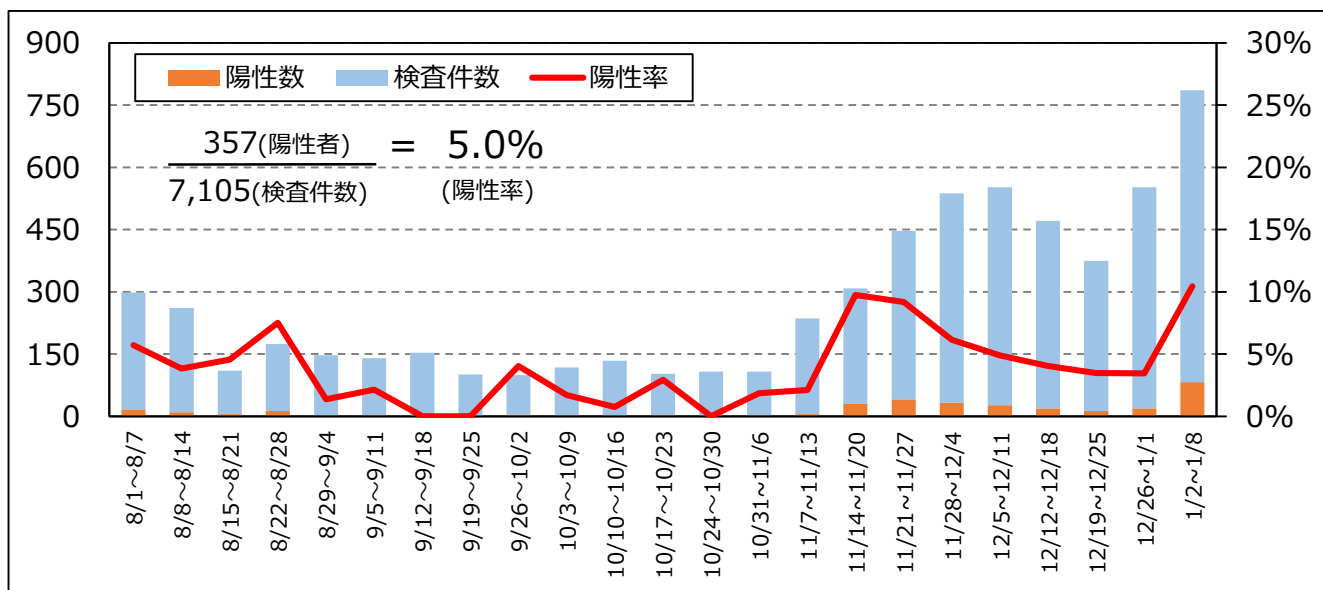
接触者検査陽性率 (n=14,955)

※接触者検査…接触者調査の一環で実施した検査

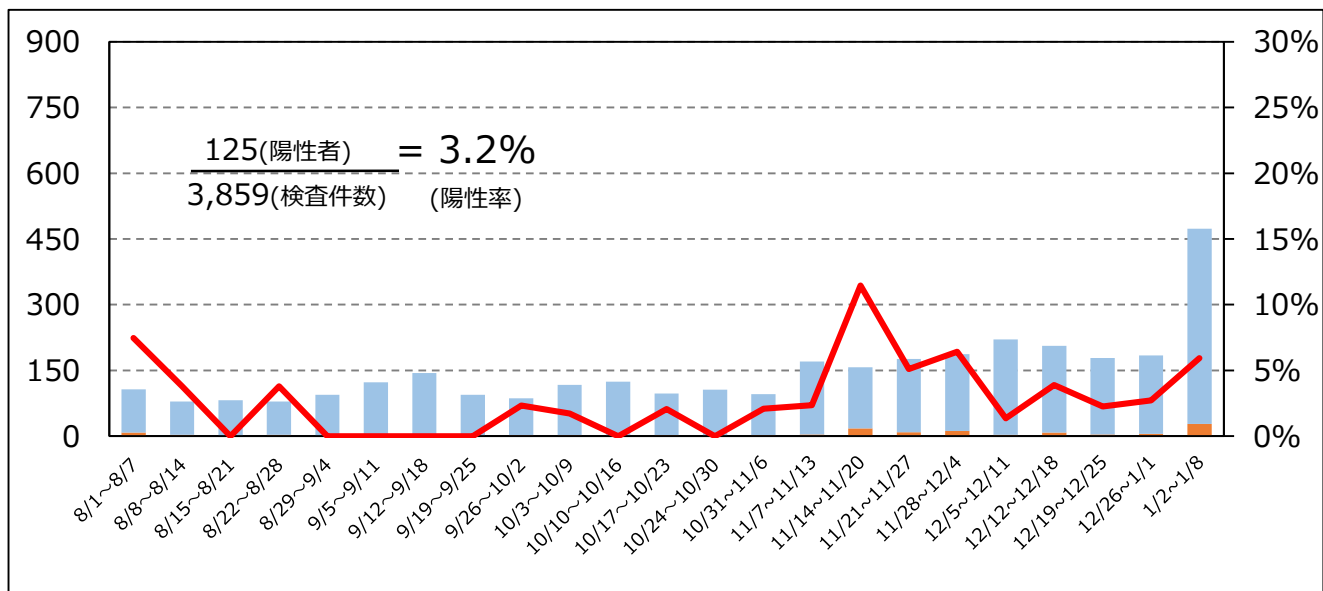


桑名保健所管内陽性率 (n=7,105)

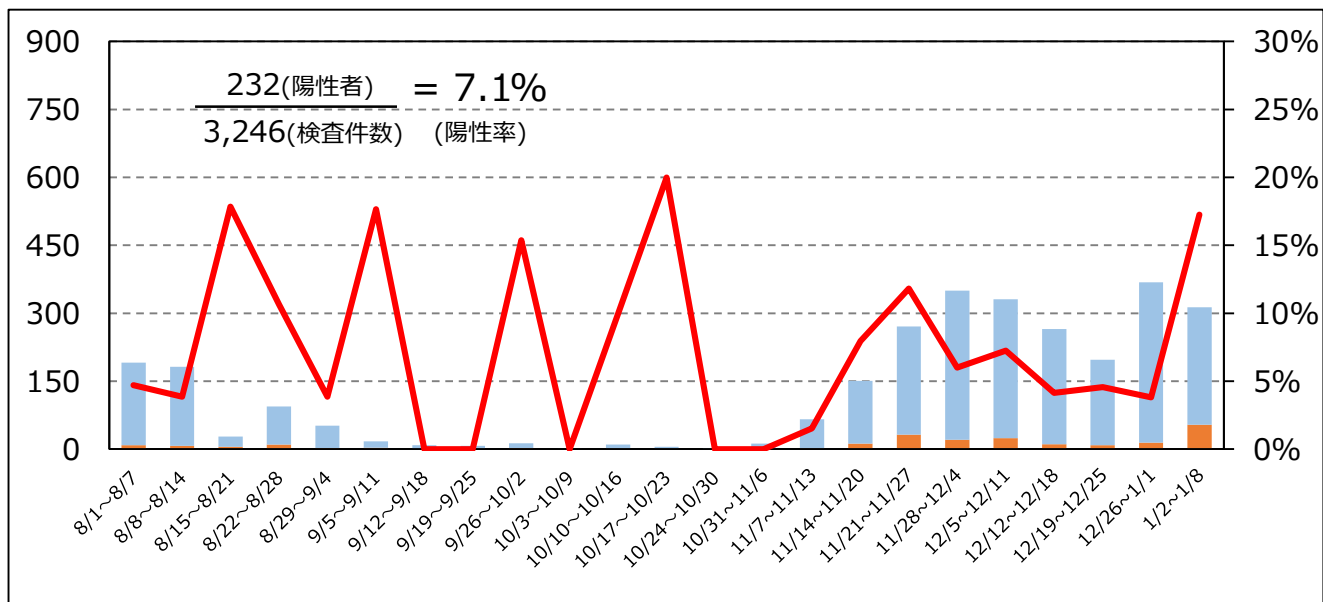
全体陽性率(n=7,105)



疑い例検査陽性率 (n=3,859)

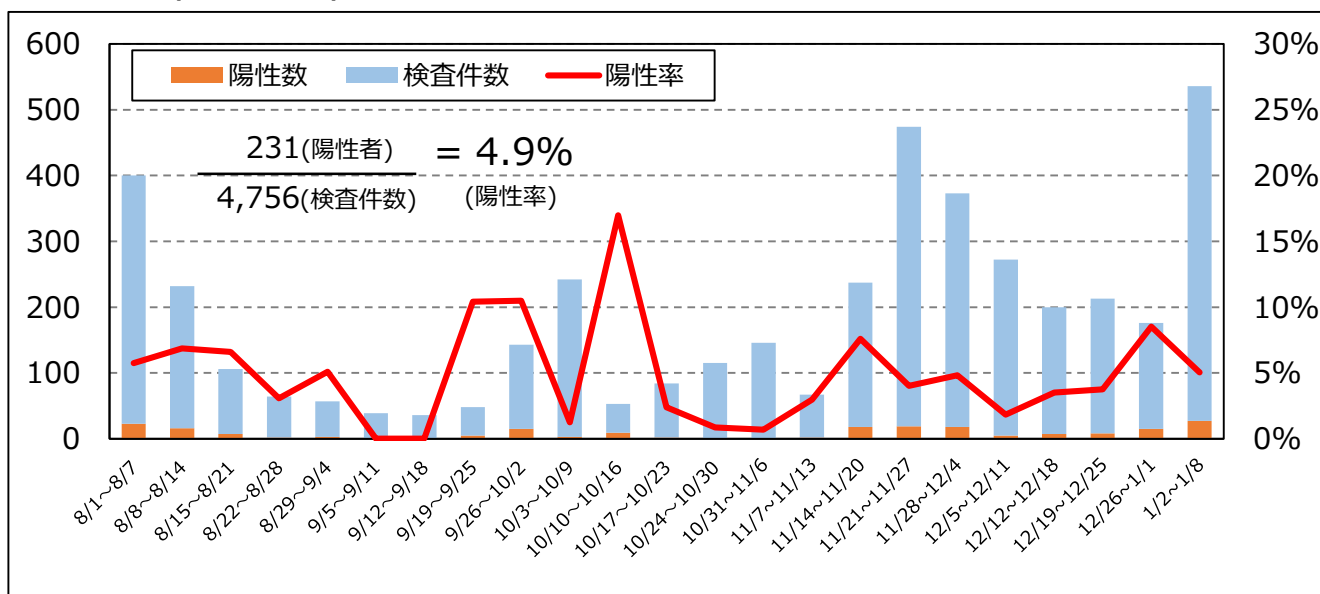


接触者検査陽性率 (n=3,246)

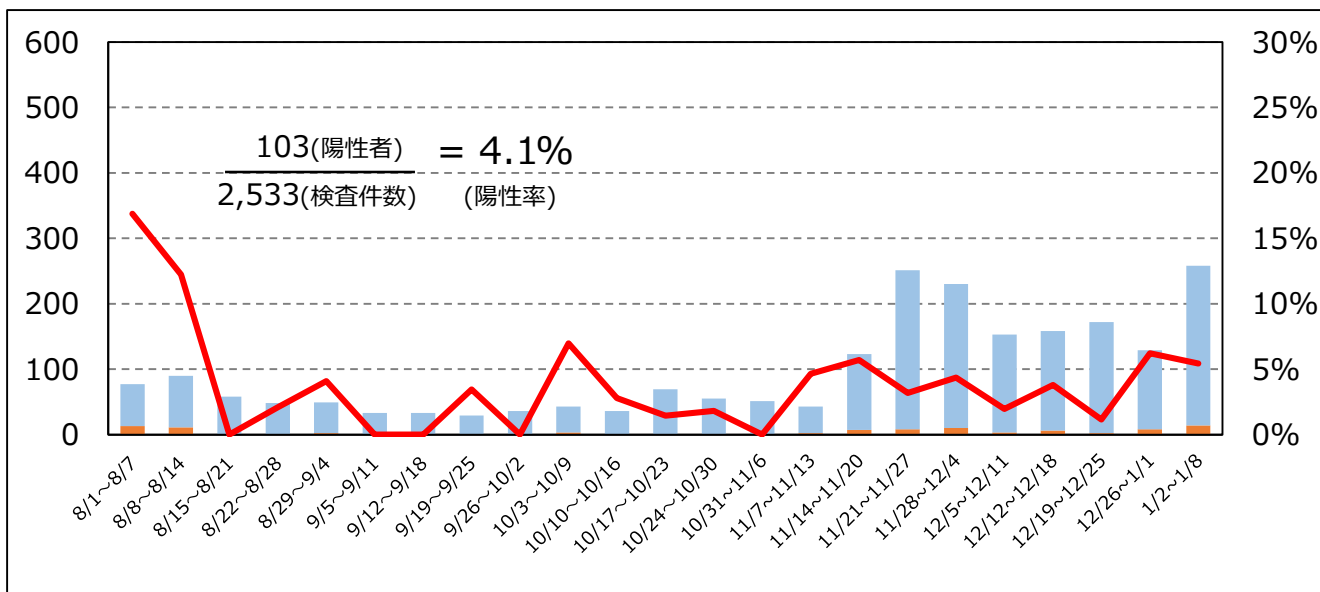


四日市市保健所管内陽性率 (n=4,756)

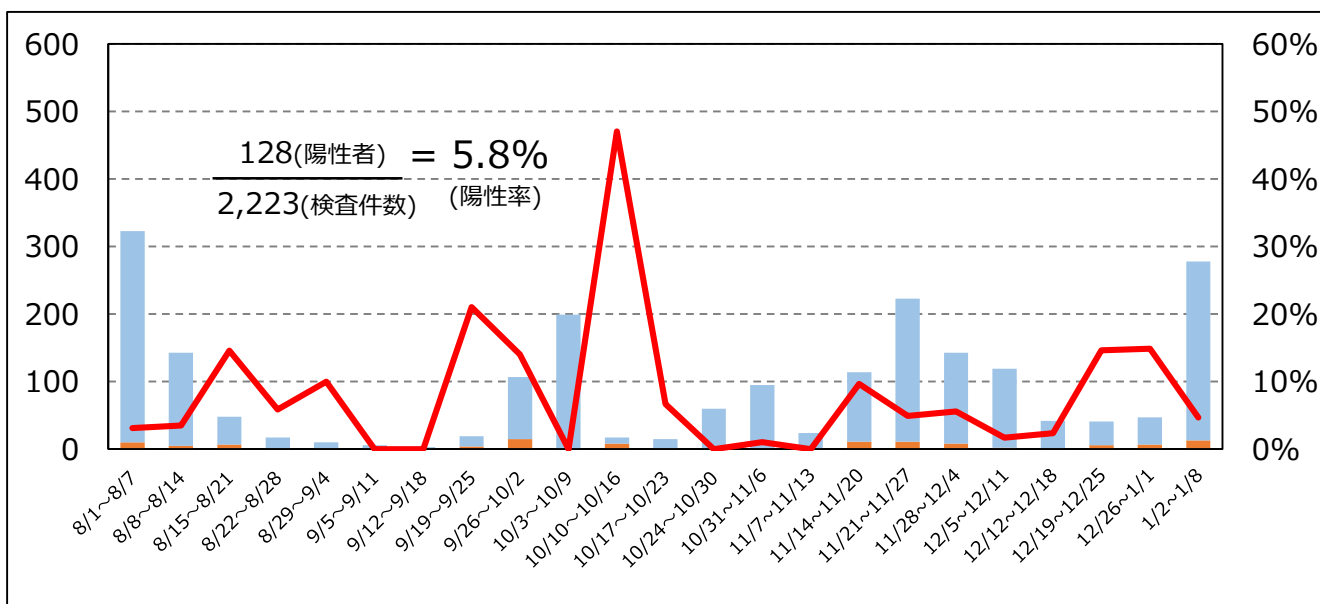
全体陽性率 (n= 4,756)



疑い例検査陽性率 (n=2,533)

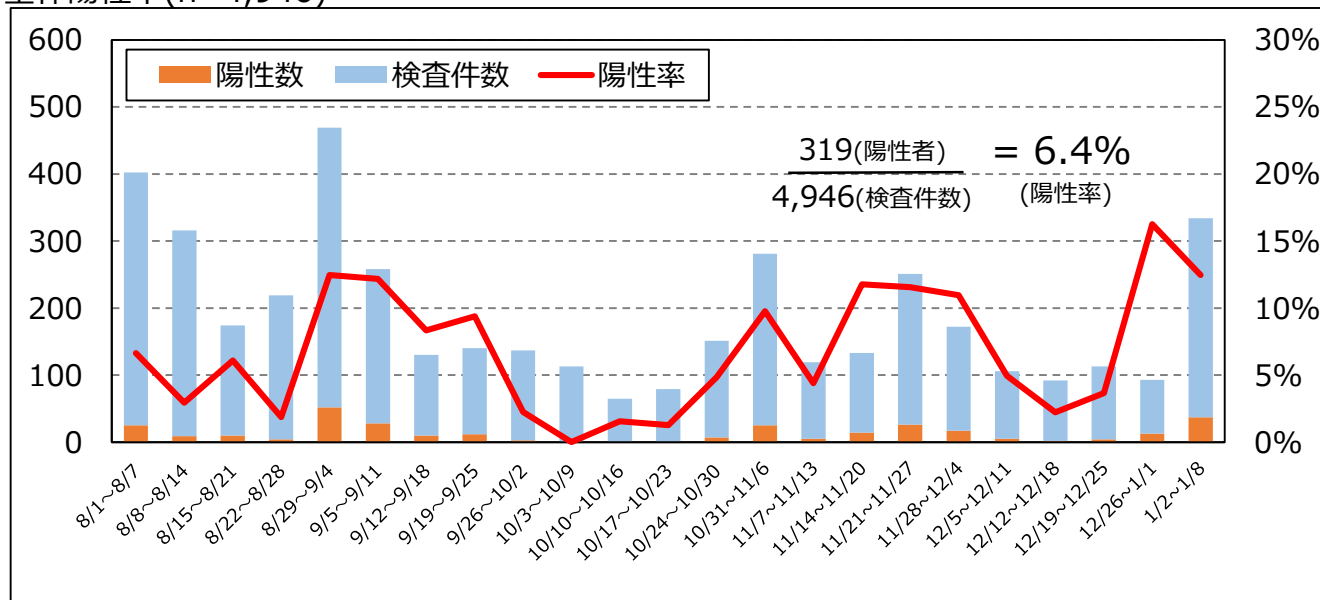


接触者検査陽性率 (n=2,223)

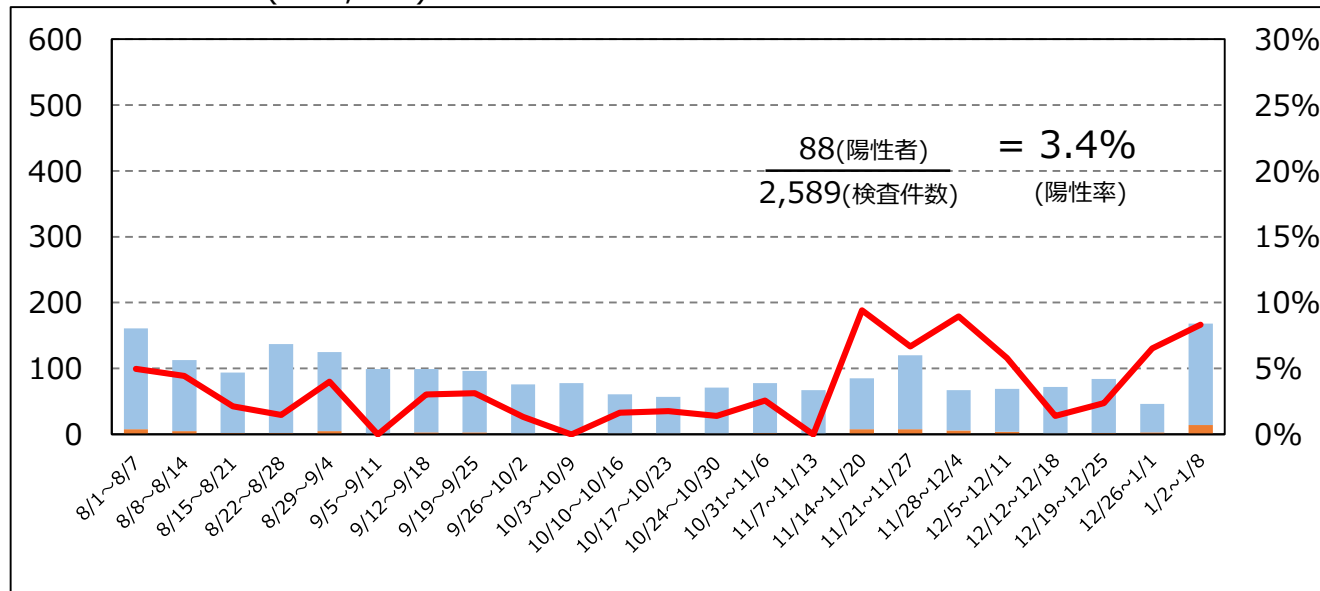


鈴鹿保健所管内陽性率 (n=4,946)

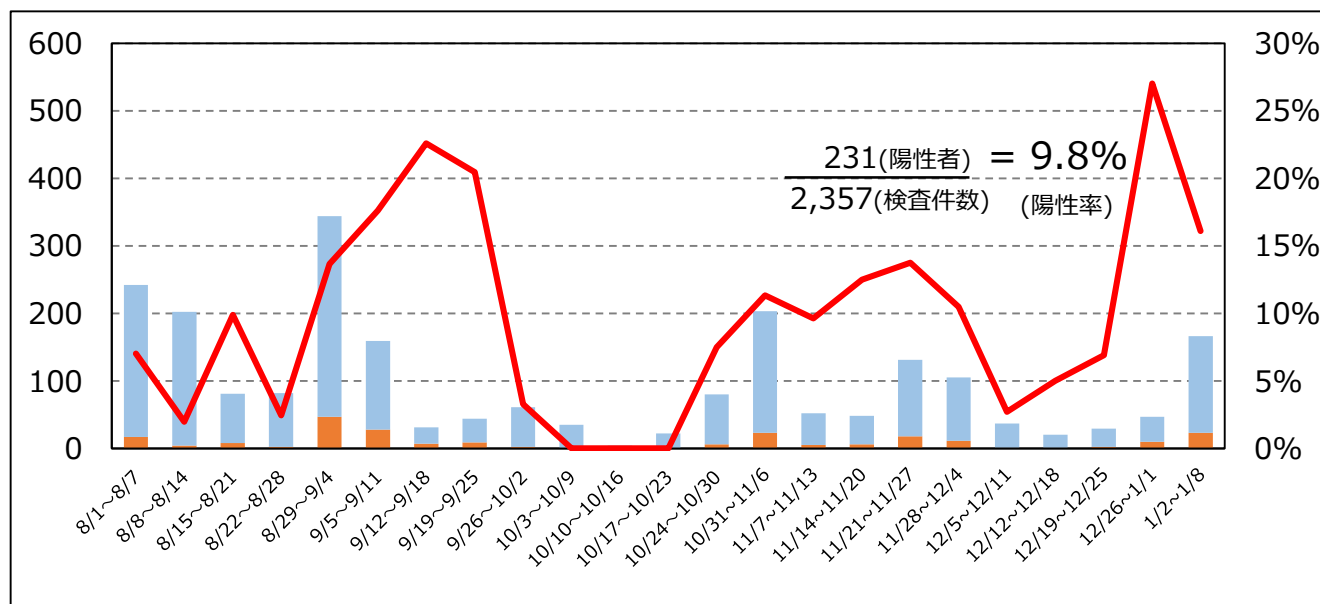
全体陽性率(n=4,946)



疑い例検査陽性率 (n=2,589)

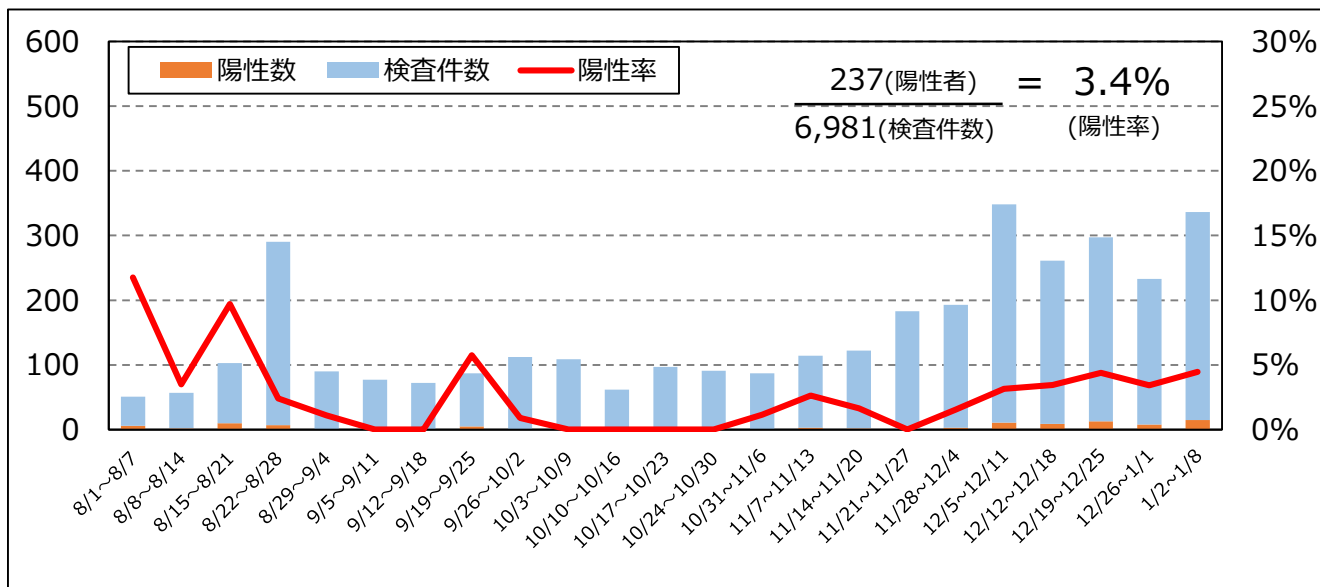


接触者検査陽性率 (n=2,357)

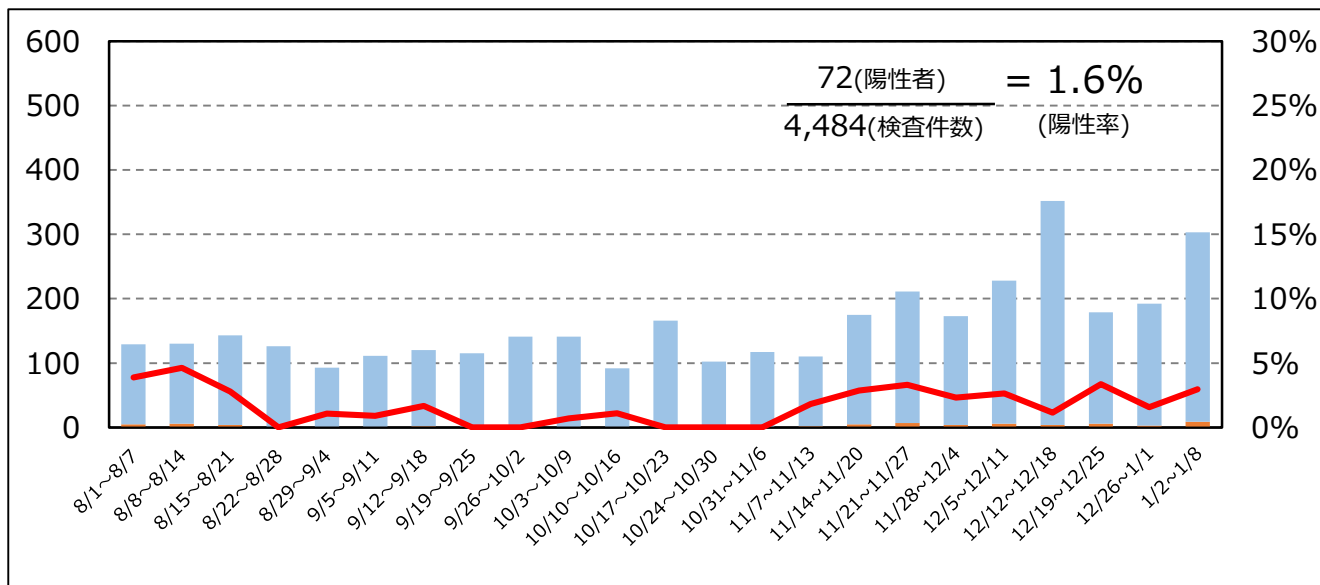


津保健所管内陽性率 (n=6,981)

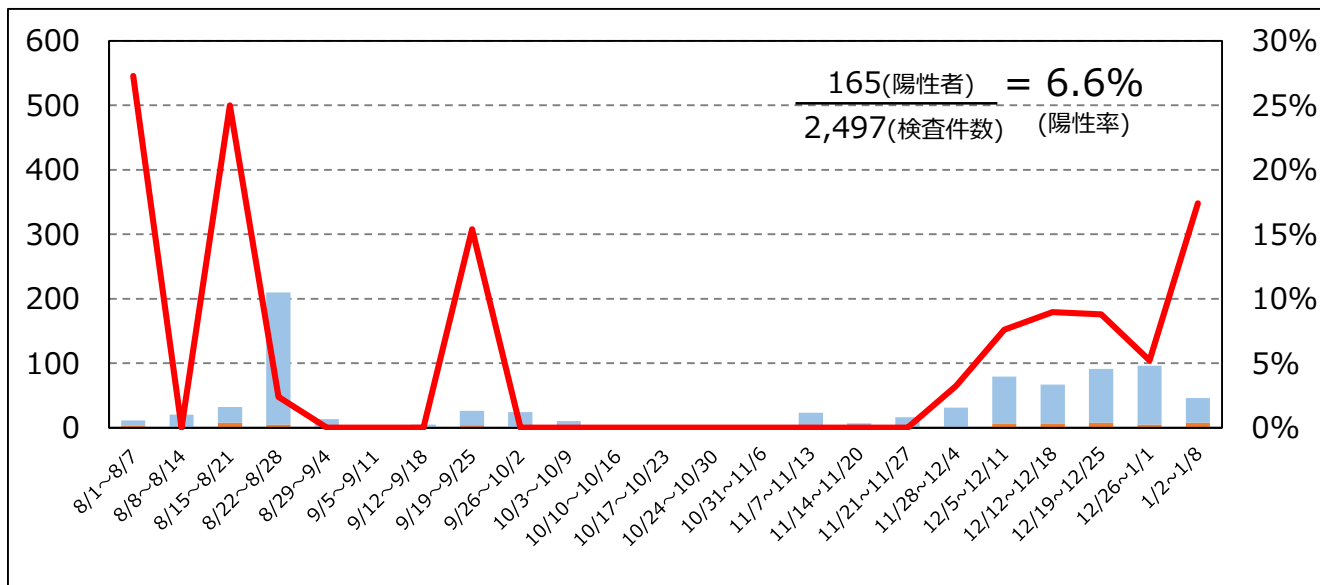
全体陽性率(n=6,981)



疑い例検査陽性率 (n=4,484)

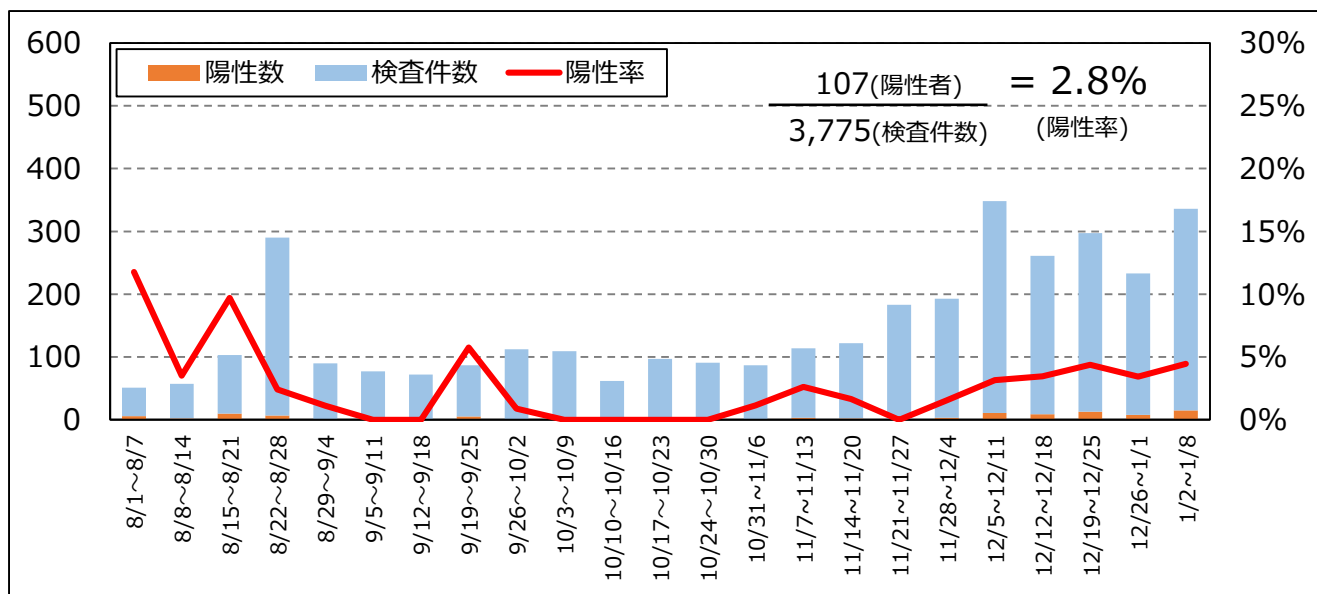


接触者検査陽性率 (n=2,497)

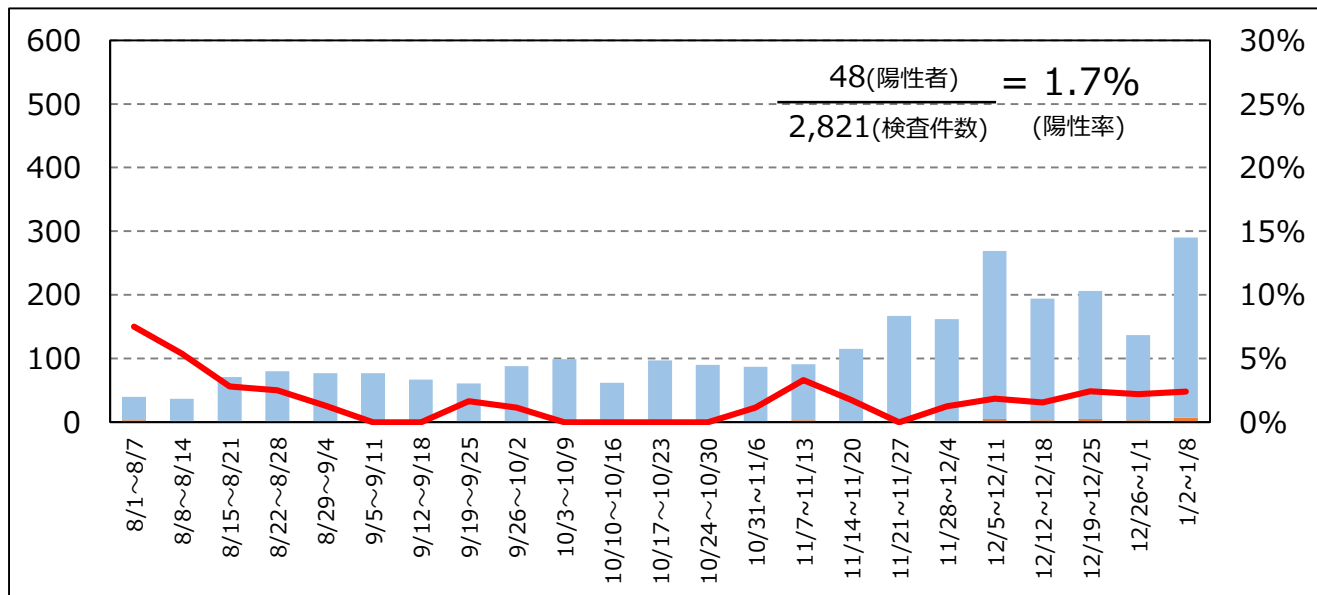


松阪保健所管内陽性率 (n=3,775)

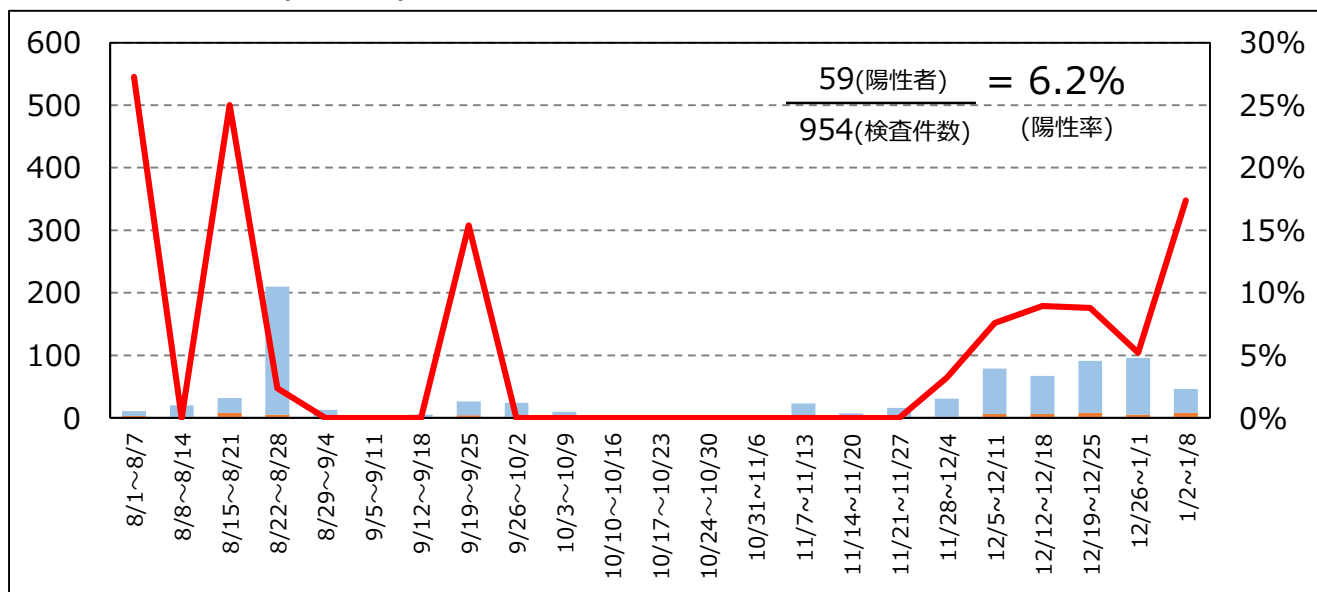
全体陽性率 (n=3,775)



疑い例検査陽性率 (n=2,821)

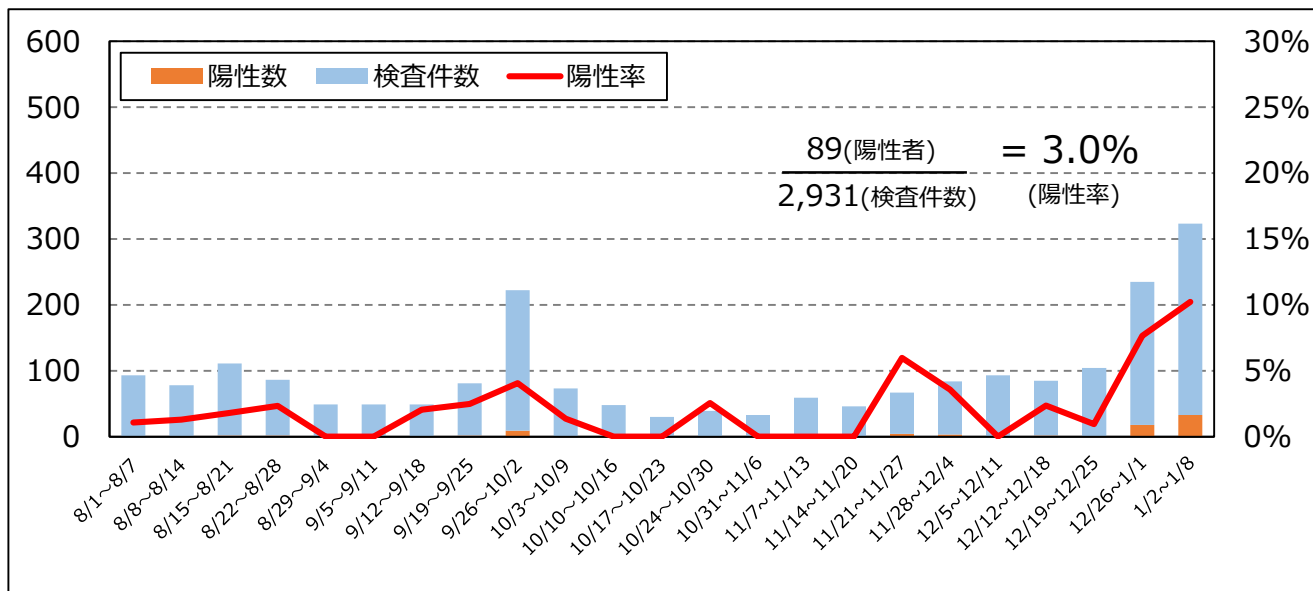


接触者検査陽性率 (n=954)

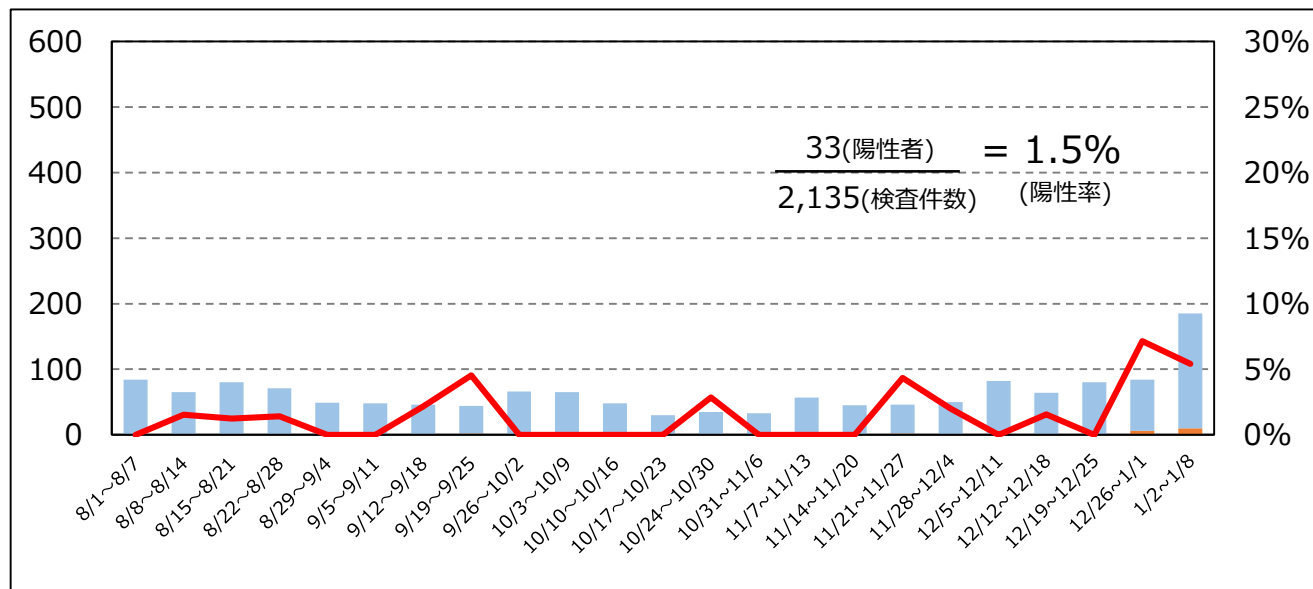


伊勢保健所管内陽性率 (n=2,931)

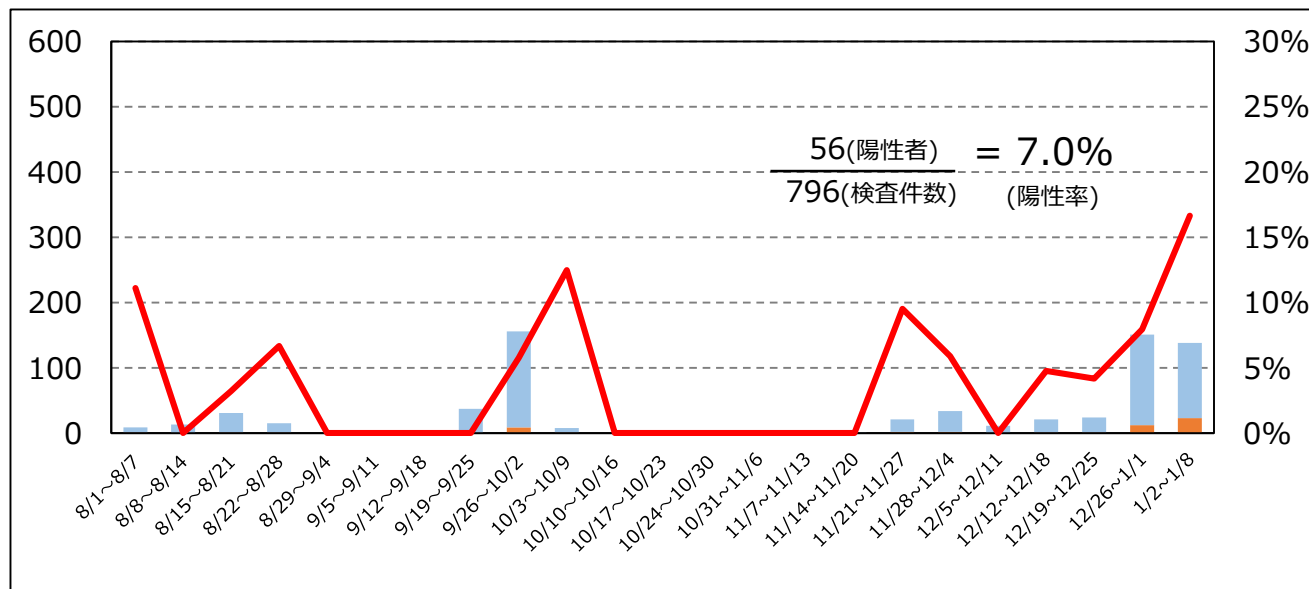
全体陽性率(n=2,931)



疑い例検査陽性率 (n=2,135)

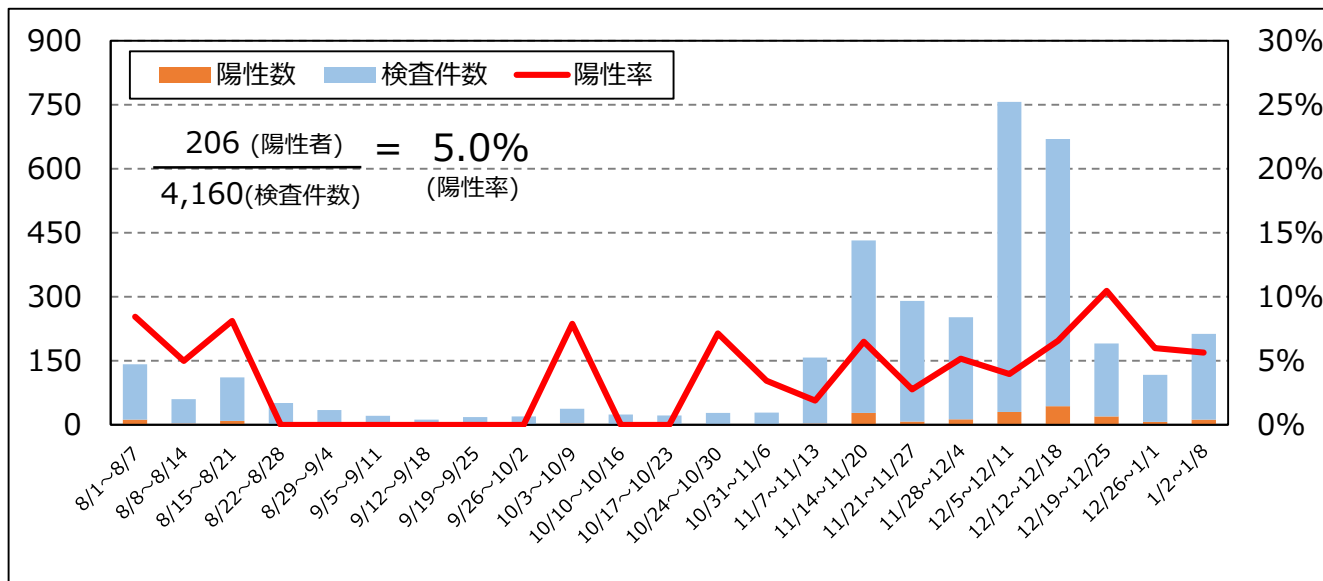


接触者検査陽性率 (n=796)

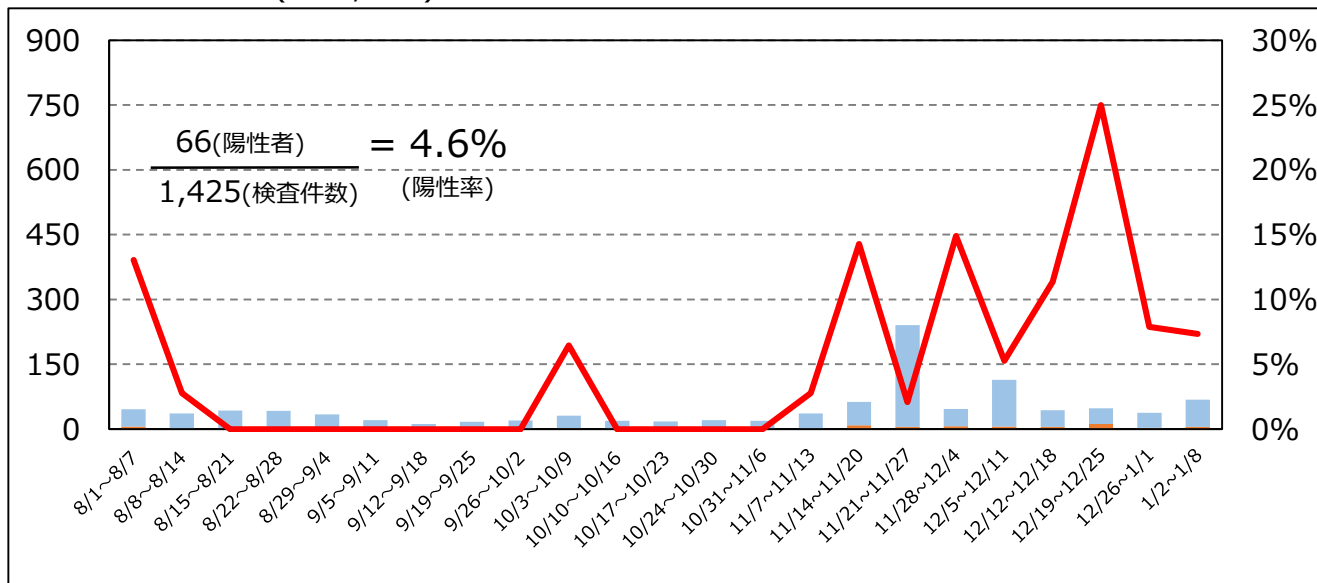


伊賀保健所管内陽性率 (n=4,160)

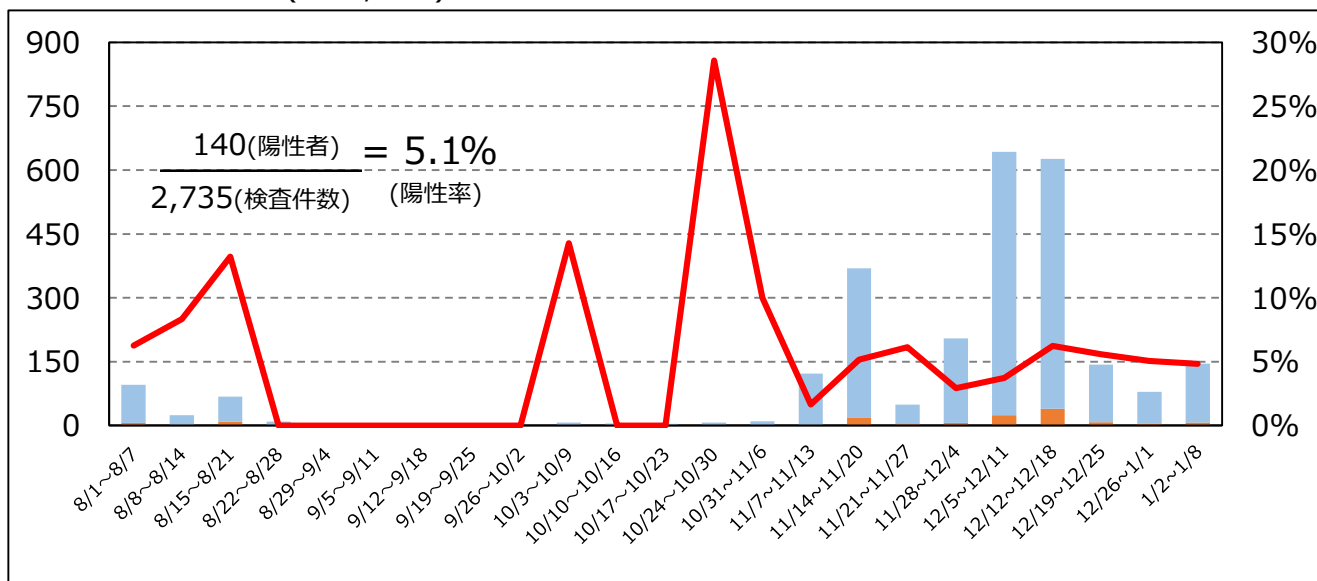
全体陽性率(n=4,160)



疑い例検査陽性率 (n=1,425)

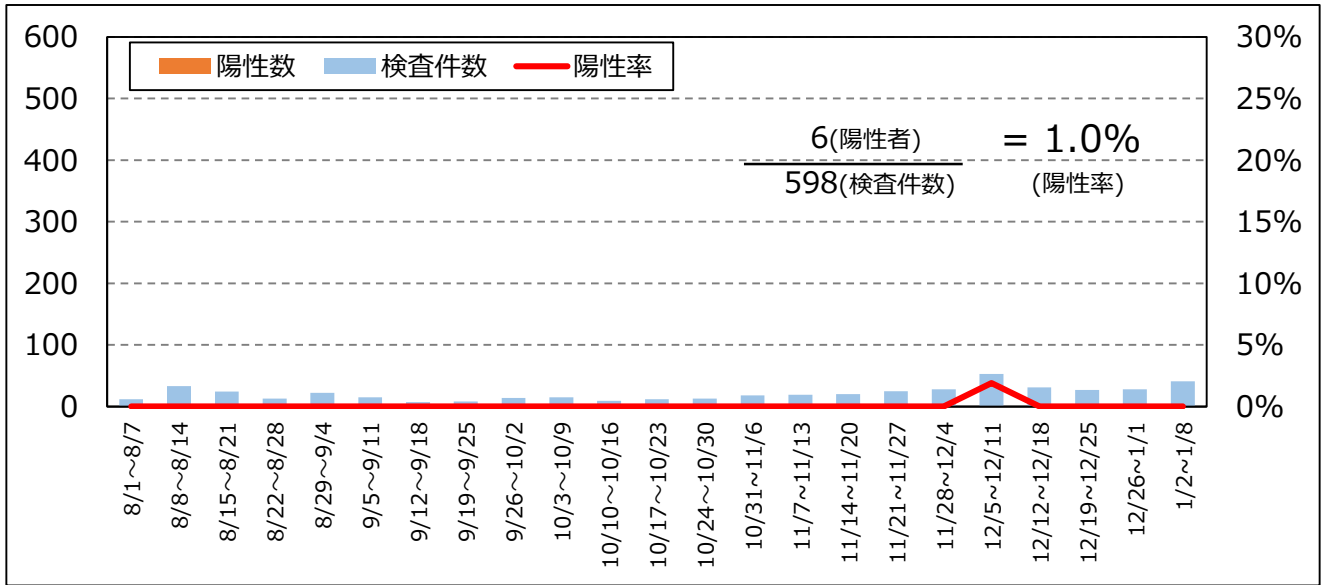


接触者検査陽性率 (n=2,735)

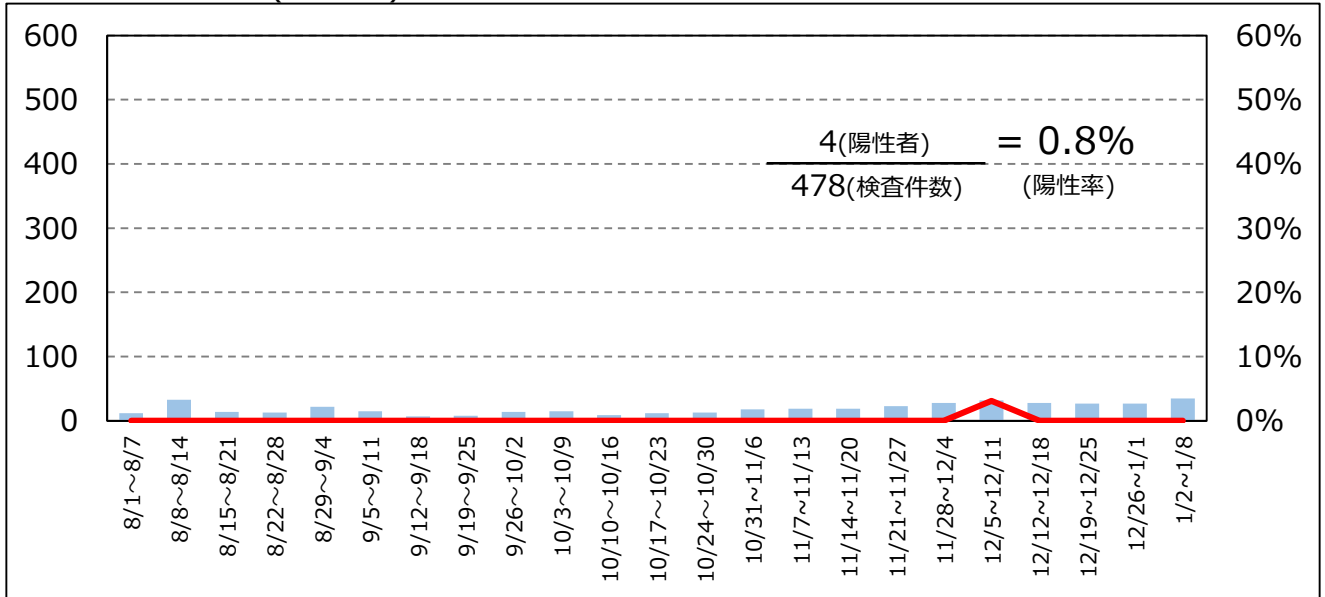


尾鷲保健所管内陽性率 (n=598)

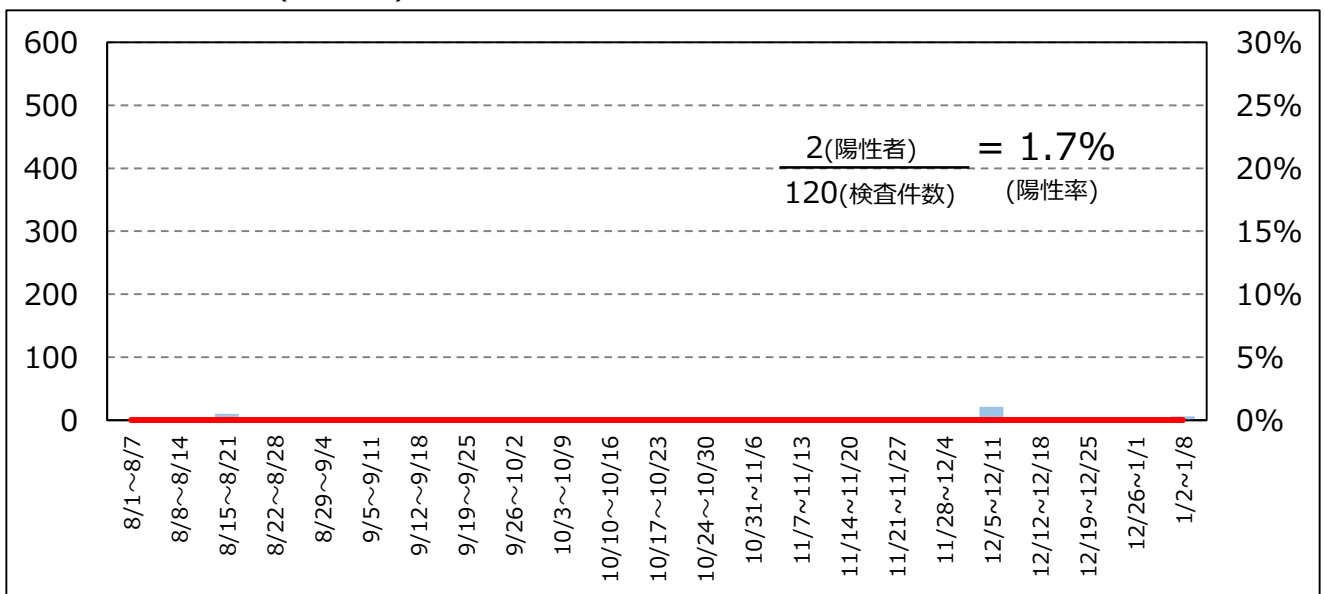
全体陽性率 (n=598)



疑い例検査陽性率 (n=478)

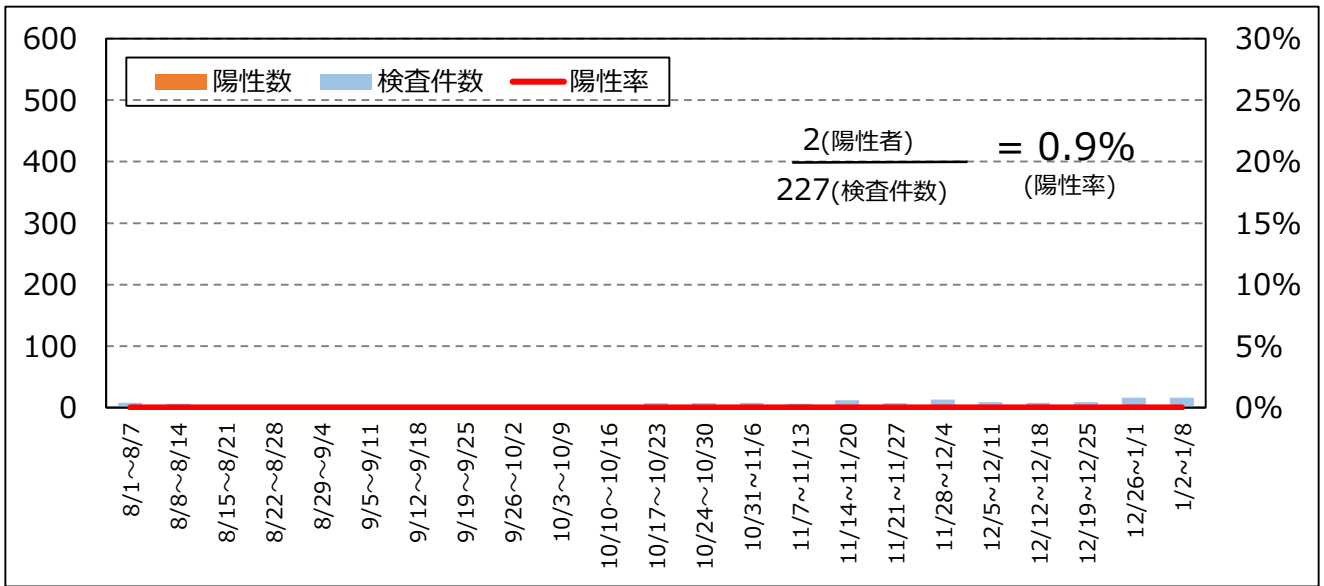


接触者検査陽性率 (n=120)

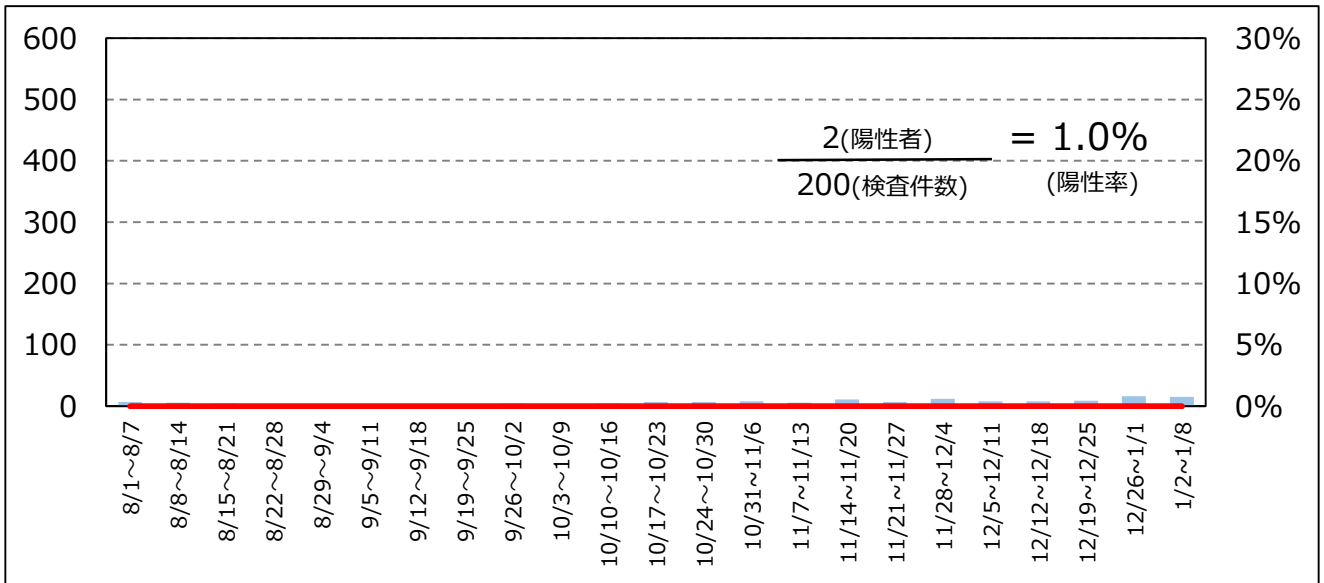


熊野保健所管内陽性率 (n=227)

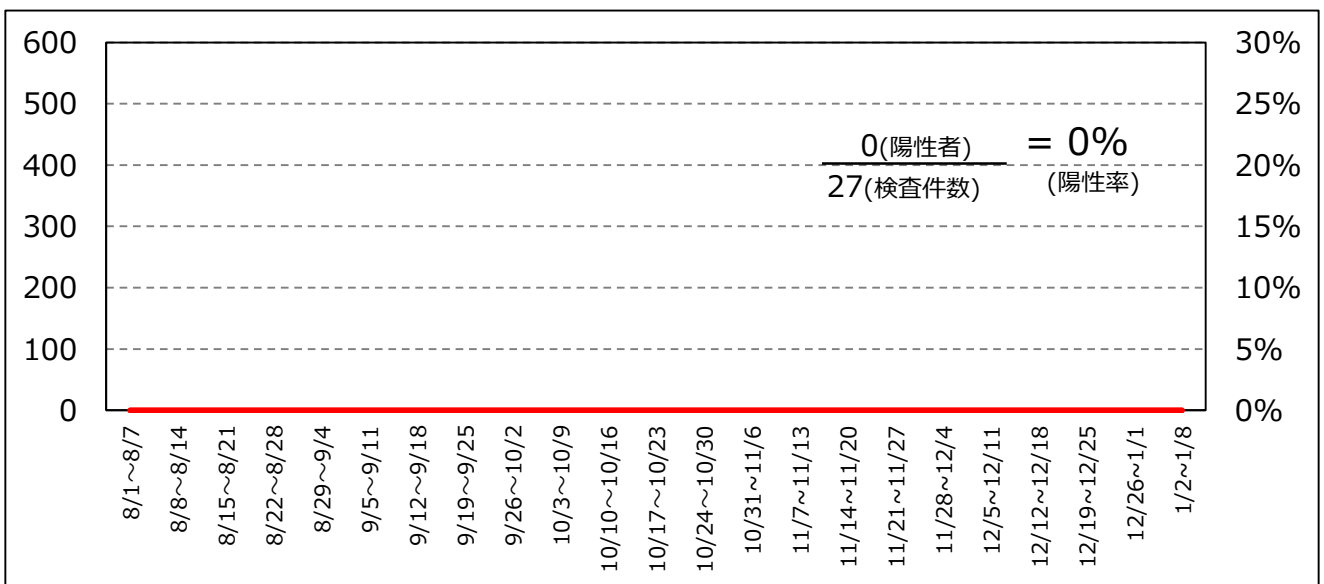
全体陽性率(n=227)



疑い例検査陽性率 (n=200)



接触者検査陽性率 (n=27)



三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

都市部を中心に感染が急速に再拡大し、1月7日には、東京都をはじめとする首都圏1都3県を対象区域として、政府による緊急事態宣言が発出されました。

県内においても、1月に入り、たびたび過去最多の新規感染者数を更新するなど、高い水準で新規感染者が発生しており、医療体制にも相当の負荷がかかっています。

なお、年末年始以降の県内の感染状況をみると、

- ・飲食の場を通じての感染事例が多数発生
- ・県外が感染経路と考えられる感染事例が増加
- ・30代以下の若い世代の方の感染事例が多数
- ・外国人と思われる方の感染事例が多数発生

といった特徴がみられます。

こうした状況の中、首都圏に続き、1月13日には大阪府などの関西圏、生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県その他、栃木県や福岡県が緊急事態宣言の対象区域となりました。このことをふまえ、広域的に対策に取り組み、県民の皆様のおかげがない“命と健康”を守っていくため、『三重県指針』ver. 8を緊急的に強化し、

“三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」”

を発出します。

緊急事態宣言の期間に合わせ、令和3年2月7日までを期間として、以下のことをお願いいたします。

1. 県民の皆様へ

(1) 徹底した感染防止対策

- 大人数や長時間におよぶ飲食といった場面は、親族間であっても感染のリスクが高まりますので、懇親会のみではなく、ランチなどの会食であってもこうした場面への参加を避けてください。**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 通勤、通学等で県外を訪問される場合は、大人数や長時間の飲食の場への参加は避けてください。
- 若い世代の方は、本人が知らない間に無症状のまま、ご家族やご友人などに感染を広げてしまう可能性があります。改めて最大限の感染防止対策を行ってください。

(2) 移動の自粛

- 緊急事態宣言が発出されている都府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアのみならず、県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

2. 県外の皆様へ

- 緊急事態宣言が発出されている都府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けてください。

○その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、今その必要があるか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から控えてください。

3. 事業者の皆様へ

○県内において飲食を通じた感染が多数見られるとともに、飲酒を伴う飲食の場は長時間となりやすく、飲酒による注意力の低下などにより感染リスクが高まることから、酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店において、21時までの営業時間の短縮を要請します。(21時から翌日午前5時までは営業を行わないよう要請します)

対象エリア:桑名市、四日市市、鈴鹿市

要請期間:1月18日~2月7日

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○県内においてクラスターが多数発生している医療機関、社会福祉施設や、その他全国でクラスターが発生しているような施設においては、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者への注意喚起を行ってください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者、外国人と関わりのある団体等の皆様におかれましては、感染防止対策について、外国人の方にも伝わるよう丁寧に周知してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務(テレワーク)の推進により、可能な限り出勤者の5割削減に取り組んでください。

○高等教育機関、高等学校、中学校において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。学外での行動も含めた感染防止対策について、学生・生徒に対し周知徹底してください。

4. 偏見や差別の根絶について

仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

今以上に感染者数が増加し、爆発的な感染拡大となることを食い止めるため、今がまさに瀬戸際であり、県民・事業者の皆様には大変心苦しいお願いをせざるをえない状況です。感染拡大の波を乗り越えることができるよう、県としても躊躇なく必要な対策を実施してまいりますので、県民、事業者の皆様におかれましては、これまで以上の感染防止対策の徹底をお願いします。

令和3年1月14日
三重県知事 鈴木 英敬

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』 ver. 8

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和3年1月8日

(一部改訂：令和3年1月14日)

三重県

はじめに

三重県では、県民の皆様安心して年末年始を過ごしていただくため、昨年12月21日に「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて～静かに過ごす年末年始を～」を発出し、県境を越える移動や季節の行事における感染防止対策等について、様々なご協力のお願いをさせていただきました。この間、県民の皆様や事業者の皆様におかれましては、感染防止対策の徹底や不要不急の県外への移動を控えていただくなど様々な形でご協力をいただきありがとうございました。

また、医療機関をはじめ関係機関の皆様におかれましては、年末年始においても診療、検査、入院などについて多大なご協力を賜り、県民の皆様の安全安心のためご尽力いただいたことに対し、お礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況について、年明け以降も全国で、極めて多数の感染者が発生しており、感染拡大が著しい地域では医療体制が危機的な状況にあることから、政府において、1月7日に首都圏1都3県を対象区域として緊急事態宣言が再び発出されました。

県内においても、年末の忘年会、親族の食事会といった飲食の場や帰省を通じて感染したと思われる事例が発生するなど、1日あたりの新規感染者数の過去最多をたびたび更新し、今後の更なる新規感染者の増加に最大限の警戒が必要な状況にあります。

緊急事態宣言の発出とともに、改定された基本的対処方針では、まん延防止の観点から緊急事態措置の対象区域では生活の維持に必要な場合を除き不要不急の移動を自粛すること、大人数や長時間に及ぶ飲食やマスクなしでの会話等の場面では感染リスクが高まることから『感染リスクが高まる「5つの場面」』の回避、『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』を積極的に取り入れ、「なるべく普段一緒にいる人と少人数」、「席の配置は斜め向かい」、「会話の時はマスク着用」等を実践することが重要とされています。

今回、県内の感染状況や国の方針を踏まえ『三重県指針』をver.8へと改定し、最大限の警戒感をもって「持ち込まない」「広げない」感染防止対策を徹底し、感染拡大を抑制するため、これまで要請していた『感染リスクが高まる「5つ場面」』及び県内においてクラスターが多数発生している医療機関、社会福祉施設や、全国でクラスターが発生しているような施設における感染防止対策の徹底に加え、緊急事態宣言が発出されている都県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへの移動自粛、大人数や長時間におよぶ飲食の場面への参加を避けることについて新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請をさせていただきます。

『三重県指針』ver.8は、県民の皆様、事業者等の皆様に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、『新しい生活様式』等の定着を目指す取組の実践をお願いするとともに、緊急事態宣言が発出されている地域等への移動自粛を要請させていただくことから、緊急事態宣言の期間にあわせて令和3年2月7日までとします。しかし、感染状況は非常に厳しく、このまま感染者の増加が続く場合、期限を待たずに飲食店等への営業時間短縮要請やそれに伴う夜間の外出自粛等さらに強い措置をお願いせざるを得ない場合もありますので、その際はご理解ご協力をお願いします。

県民の皆様におかれましては、緊急事態宣言が発出されている都県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへの移動は生活の維持に必要な場合を除いて避けていただくとともに、特に飲食時においては、職場の同僚や親しい友人との楽しい交流の時間が少しの気の緩みで取り返しのつかないことになってしまわないよう、感染防止対策を徹底していただき、親族間の集まりであっても「大人数や長時間におよぶ飲食」は避けてください。

また、事業者の皆様におかれましても、安全に経済活動を続けていただくため、これまでも細心の注意を払い、対策いただいているところではありますが、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの確実な実践、「安心みえるLINE」の活用など、感染防止対策の徹底をお願いします。

とりわけ、県内においてクラスターが多数発生している医療機関、社会福祉施設や、全国でクラスターが発生しているような施設におかれましては、改めて感染拡大予防ガイドライン等による感染防止対策の徹底、従業員や利用者の皆様への注意喚起を強くお願いします。

昨年4、5月に緊急事態宣言が発出された際、仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県された方が差別を受ける事例が多数報告されましたが、今回の緊急事態宣言発出の状況下でも、そのような事例が発生し、地域間の分断が生じることがあってはなりません。

繰り返しとなりますが、感染された方、そのご家族や勤務先、クラスターが発生している施設の職員や利用者、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方、県外在住の方に対して、偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷は絶対に行わないでください。

全国的な感染拡大の影響を受け、県外から本県へ感染が拡大しています。また、若い世代から家庭や身近な方への感染も増加しています。爆発的な感染拡大を阻止するため、まさに今が瀬戸際の状態です。県としても医療機関にこれ以上負荷がかかり、必要な方が必要な治療が受けられないという状況にならないよう、医療機関にご協力をいただき、確保病床を増床したところですが、宿泊療養施設の一層の活用を図るとともに、関係機関と緊密に連携しながら引き続き全力で取組を進めてまいります。また、その他にも、感染拡大を食い止めるために必要となる対策は躊躇なく実施していきます。苦しい期間が続きますが、ご自身や大切な人の命と健康を守るため、県民、事業者の皆様におかれましても、感染防止対策の徹底について、引き続きご理解とご協力をお願いします。

令和 3 年 1 月 8 日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 県民の皆様へ

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（2m程度）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

(2) 『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」「食事の際は料理に集中、おしゃべりはひかえめに」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、感染防止対策の徹底をお願いします。また、家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、感染を広げないために、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。
- 県内でも大人数、長時間といった『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する環境において、感染が広がる傾向がみられます。特に、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は親族間であっても感染のリスクが高まりますので、参加を避けてください。

（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

【特措法¹第24条第9項に基づく協力要請】

- 冬季においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）をお願いします。
- 感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は外出や人との接触を避け、かかりつけ医等身近な医療機関に早期に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo: みえこ)」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター (MieCo みえこ)

電話：080-3300-8077 (平日) 9:00~17:00

(3) 「安心みえる LINE²」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)³」の活用

- 「安心みえる LINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえる LINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

(4) 移動について

- 緊急事態宣言が発出されている都府県⁴及び飲食店等への営業時間短縮等の要請⁵がなされているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 上記以外の地域についても、生活の維持に必要な場合を除き、可能な限り県境を越える移動を控えてください。
- 通勤や通学、通院などやむを得ない事情で、名古屋市や大阪市など県外へ移動される方は、体調管理や基本的な感染防止対策を徹底するとともに、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は避けてください。
- 県内の移動について、現時点では自粛の要請は行いませんが、移動の際は『新しい生活様式』を実践するとともに、特に『感染リスクが高まる「5つの場面」』においては感染防止対策を徹底してください。

2. 県外の皆様へ

(1) 移動について

- 緊急事態宣言が発出されている都府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動の自粛についてご協力をお願いします。
- その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、今その必要があるか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から控えてください。
- やむを得ず、帰省等で三重県へ移動をお考えの場合は、『新しい生活様式』を実践いただくとともに、移動の前から体調管理や懇親会等には参加しないなど感染防止対策を徹底していただき、体調が悪い場合は移動を避けてください。また、高齢者や基礎疾患のある方と会う場合は家庭内であっても、マスクの着用をお願いします。

² 「安心みえる LINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

³ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

⁴ 栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
(令和3年1月14日現在)

⁵ 愛知県、岐阜県、大阪市など。詳細は移動を予定されている地域の情報をご確認ください。

3. 事業者の皆様へ

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、人と人との距離の確保等にご協力いただくとともに、従業員の健康管理など事業所内の感染防止対策についても徹底してください。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策を徹底するとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 県内においてクラスターが多数発生している医療機関、社会福祉施設や、その他全国でクラスターが発生しているような施設においては、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者への注意喚起を行ってください。
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。また、入学試験は人が多く集まる機会であることから、受験生が安心して試験に臨めるよう、会場における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 県外において休憩中や勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面でクラスターが発生した例も見られることから、従業員に対し、勤務時間以外でも感染防止対策を徹底するよう注意喚起をお願いします。
- 冬季においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
 - 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)
 - 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
 - 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
(https://www.*****.jp/)
 - 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

(2) 「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用

- 不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
- 従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の活用について周知いただくようお願いします。

4. イベントにおける感染防止対策

イベントの開催制限等については、12月1日から令和3年2月28日までの適用とします。3月1日以降の取扱いについては、国の方針をふまえ改めてお示しします。

(1) イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をイベント参加前にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者から感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。
- 主催者の存在しない季節の行事など（クリスマス、大晦日、初日の出など）に参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

(2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

①イベント開催の目安

開催規模について、(ア)(イ)の人数のいずれか小さい方を限度とします。

(ア)人数上限の目安

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
○収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50%	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント (クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等)	大声での歓声・声援等が想定されるイベント (ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等)
○収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人	飲食を伴うが発声のないもの 100%以内 収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	 50%以内 収容定員がない場合は十分な間隔(1m以上)を空ける

- イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、
- ・収容定員が10,000人を超えるものについては、収容定員の50%
 - ・収容定員が10,000人以下のものについては、5,000人を参加人数の上限とします。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限としてください。

(イ) 収容率の目安

- 大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので「別紙2『各種イベント例』」に記載の条件が担保される場合は大声等がないものとみなします。

- 大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。

※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。

※（ア）（イ）について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

- 地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、(2)①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱等の症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。
- 全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙1⑮の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。
- イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。
- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いします。
- イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：059-224-2352 メール：yakumus@pref.mie.lg.jp

9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

5. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

- 三重県人権センター相談窓口 電話:059-233-5500
9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日
- 法務省（みんなの人権 110 番） 電話:0570-003-110
8:30～17:15 ※平日

6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

県では、これまでもモニタリング指標も参考にしつつ、県民の皆様の安全・安心のため、入院医療体制整備等を進めてきたところです。モニタリング指標については、指標設定当時と比べ、感染者の大幅増に加え、県内由来の感染や経路不明割合の増加など、県内の感染傾向や状況が変化していることをふまえ、的確に感染拡大の傾向をとらえて適時に対策がとれるよう、判断基準となる主な指標とその目安を見直しました。

今後も、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」と併せ、モニタリング指標を活用し、必要な対策を検討していきます。

対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いします。

【判断基準となる主な指標とその目安】(三重県)

指標	目安	期間
新規感染者数	30人	直近 7日間
感染経路不明率	20%	
新規感染者増加割合	1.00倍	直近7日間と前7日間の比較
入院患者数	50人	

【今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安】

(政府新型コロナウイルス感染症対策分科会)

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合		②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	・最大確保病床の占有率 1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	人口10万人当たりの全療養者数 15人以上	10%	15人/ 10万人/ 週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 1/2以上	最大確保病床の占有率 1/2以上	人口10万人当たりの全療養者数 25人以上	10%	25人/ 10万人/ 週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%

ステージⅠ…感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

別紙 1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低 2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が 50% を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙 1 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる) ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る ①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等) ②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等) ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

別紙2 各種イベント例

大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇（競馬、オートレース）
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

【飲食を伴うものの発声がないイベント】（映画館における上映等）

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気（二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること）
- ・飲食時間の短縮（長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める）

新しい生活様式を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

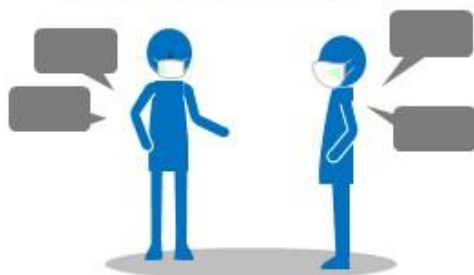
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ~身体距離の確保、マスクの着用、手洗い~

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は 症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



(2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

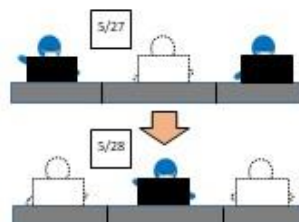
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

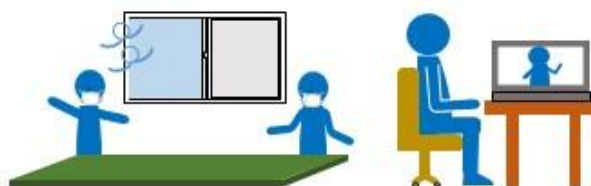


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは 換気とマスク



三重県
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間での共同生活**は、**閉鎖空間が長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所が切り替わり**と、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



参考資料3（事業所における感染防止対策）

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・ 人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）する。
- ・ 感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・ 入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・ マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・ 施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・ 施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ・ 業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・ こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・ 便器内は通常の清掃が良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

● 「安心みえるLINE」 掲示例

(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載した下記のチラシをプリントいただけます)

● 感染防止チェックシート

(飲食店用)

(一般事業者用)

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force 新型コロナウイルス感染症対策本部

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force 新型コロナウイルス感染症対策本部

知事指示事項

令和3年1月14日

- 1 まさに今が爆発的感染拡大を阻止する瀬戸際である。県境を越える移動の自粛や酒類を提供する飲食店等の時間短縮要請など、今回発出の「緊急警戒宣言」の内容は、県民や事業者の生活に大きく影響することから、「三重県指針」ver. 8と併せ、早急かつ確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。また、対策を講じる際には市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- 2 桑名市、四日市市、鈴鹿市の酒類を提供する飲食店等においては、営業時間短縮要請による影響が出ると予想される。3市としっかり協力して、今回の要請への積極的な協力を促すこと。また、協力いただく事業者の不利益を最小限に抑えるとともに、事業者の事業活動や経済面に関する不安に対しては、専用の相談窓口を設け、丁寧に対応すること。
- 3 「三重県指針」ver. 8の際にも指示したが、生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県や結びつきの強い大阪府、京都府、兵庫県が緊急事態宣言の対象区域となったことから、これまで以上にあらゆる業種の中小企業・小規模企業に影響が出ると予想される。本日の緊急経済会合での意見もふまえ、融資や販売促進などの事業者に寄り添った支援策を早急に実施すること。
- 4 県内でも感染者が増加し、クラスターも多数発生している。飲食店に限らず、人が集まる施設はどこでも感染拡大の恐れがあることから、各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドライン等の遵守を依頼するとともに、県が示している「感染防止チェックシート」の掲示、「安心みえるLINE」への登録、QRコードの掲示などによる感染防止対策の見える化に努めるよう促すこと。
- 5 外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。
また、感染者発生時には通訳派遣などの対応が即座に行えるよう体制強化に努めること。
- 6 感染された方やその家族、医療従事者や外国人住民の方、県外から来県された方などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。
- 7 緊急警戒宣言の要請内容について、県民の手本となるよう組織としてしっかりと取り組むとともに、職員一人一人が率先して実践すること。